

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年6月28日
【事業年度】	第21期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	ディービーエックス株式会社
【英訳名】	DVx Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 若 林 誠
【本店の所在の場所】	東京都練馬区小竹町一丁目16番1号 （同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」でおこなっております）
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区高田二丁目17番22号
【電話番号】	03-5985-6110（直通）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 戸 田 幸 子
【縦覧に供する場所】	ディービーエックス株式会社 本社 （東京都豊島区高田二丁目17番22号） 株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号）

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	平成15年 3 月	平成16年 3 月	平成17年 3 月	平成18年 3 月	平成19年 3 月
売上高 (千円)	4,564,710	5,695,131	7,019,615	7,929,374	9,911,657
経常利益 (千円)	239,123	240,163	314,301	326,433	364,350
当期純利益 (千円)	76,339	94,389	164,100	176,164	193,870
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	38,950	103,675	118,675	118,675	118,675
発行済株式総数 (株)	700	130,500	134,500	538,000	538,000
純資産額 (千円)	341,493	544,575	729,243	878,782	1,048,247
総資産額 (千円)	2,280,000	3,024,801	3,276,910	3,767,160	4,781,345
1株当たり純資産額 (円)	487,847.91	4,172.99	5,384.71	1,633.42	1,948.42
1株当たり配当額 (1株当たり 中間配当額) (円)	旧株7,500.00 新株 83.00 (—)	旧株 100.00 新株 0.27 (—)	150.00 (—)	45.00 (—)	50.00 (—)
1株当たり当期純利益 (円)	126,999.97	1,225.88	1,203.59	327.44	360.35
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	15.0	18.0	22.2	23.3	21.9
自己資本利益率 (%)	25.7	21.3	25.8	21.9	20.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	5.9	11.7	12.7	13.7	13.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	317,116	83,785	276,181
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	△7,241	△103,545	△117,905
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	△62,675	97,338	128
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	—	—	1,114,175	1,193,899	1,352,289
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	56 〔4〕	86 〔8〕	98 〔8〕	109 〔7〕	124 〔8〕

- (注) 1 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、「連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移」については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第19期以降の財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、太陽ASG監査法人の監査を受けておりますが、第17期及び第18期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
- 4 持分法を適用した場合の投資利益については、持分法を適用する関連会社が存在しないため記載しておりません。
- 5 1株当たり配当額の第17期における新株とは、平成15年3月27日付の第三者割当増資により発行した株式であり、第18期における新株とは、平成16年3月31日付の第三者割当増資により発行した株式であります。
- 6 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第17期は新株引受権付社債発行にともなう新株引受権の残高があり、第18期、第19期、第20期及び第21期はストックオプション制度導入にともなう新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価を把握できないため記載しておりません。
- 7 株価収益率については、当社株式は非上場でありますので記載しておりません。
- 8 平成16年2月1日付のディーブイエックスジャパン株式会社との合併により、第18期の売上高、純資産額等が増加しております。
- 9 平成19年3月期の1株当たり配当額50円には、上場記念配当5円を含んでおります。
- 10 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

2 【沿革】

年月	概要
昭和61年4月	心臓ペースメーカーの販売とフォローアップ業務を目的として、東京都板橋区に(株)ヘルツを設立
平成4年1月	不整脈分野の商品である心臓電気生理検査用機器の輸入販売を開始
平成4年3月	東京都練馬区に本社を移転
平成8年9月	米国ワシントン州に米国における医療関連情報の収集及び英文校正サービスの提供を目的として子会社Herz USA, Inc. を設立
平成9年3月	自社商品拡大のため医療機器輸入会社(有)シー・エム・アイジャパンを子会社化（本社東京都豊島区）
平成9年11月	(有)シー・エム・アイジャパンを株式会社に改組
平成11年3月	神奈川県横浜市に横浜営業所を開設
平成12年2月	虚血分野の商品である自動造影剤注入装置の輸入販売を開始
平成12年5月	東京都豊島区西池袋に本店（本社機能）を開設
平成13年10月	(株)シー・エム・アイジャパンをディーブイエックスジャパン(株)に商号変更し、同社本社を東京都千代田区に移転
平成15年8月	Herz USA, Inc. をDVx USA, Inc. に商号変更
平成15年11月	新治療方法を国内に導入するためエキシマレーザ血管形成システムの輸入販売を開始（冠動脈治療）
平成16年2月	ディーブイエックスジャパン(株)を吸収合併するとともに、商号を(株)ヘルツからディーブイエックス(株)に変更
平成16年11月	エキシマレーザ血管形成システムの高度先進医療承認を取得（冠動脈治療）
平成17年6月	DVx USA, Inc. を清算
平成18年3月	超極細繊維を使用した人工血管製造の研究・開発が独立行政法人科学技術振興機構（JST）の委託開発事業に認定
平成18年4月	横浜営業所を横浜支店に昇格
平成18年5月	大阪府大阪市に西日本営業部、茨城県土浦市に茨城営業所を開設
平成18年7月	本店（本社機能）を東京都豊島区高田に移転
平成18年8月	北海道札幌市に北海道営業所を開設

（注）平成19年4月25日をもって、当社株式は株式会社ジャスダック証券取引所に上場しております。

3 【事業の内容】

当社は、昭和61年4月の設立以来、「人に優しい医療」への貢献をコンセプトに、循環器疾病分野の医療機器販売を中心に事業展開しており、医療現場に携わる企業として病気で苦しむ人々のQuality of Lifeの向上に貢献してゆくことを使命としております。

当社の事業内容は商品に応じて心臓ペースメーカ、ICD（植込み型除細動器）及び電極カテーテルなどの販売をおこなう「不整脈事業」、自動造影剤注入装置及びエキシマレーザ血管形成システムなどの販売をおこなう「虚血事業」、「その他」に区分されます。また、不整脈事業を担当しているのはヘルツ事業部で、同事業部は関東地域（東京、神奈川、千葉、埼玉、群馬、茨城、栃木）において、商社及びメーカーから仕入れた商品を医療施設に直接販売しております（代理店機能）。一方、虚血事業を担当しているのはバスキュラー事業部で、同事業部は海外・国内製造者より直接仕入れた商品を、販売代理店を経由して、全国の医療施設に提供しております（商社機能）。

以下、各事業について説明いたします。

―不整脈事業―

不整脈とは、心臓を動かす刺激の発生または刺激が伝わる伝導路の異常によって心臓のリズムが乱れる疾病のことで、脈が遅くなる徐脈、速くなる頻脈、脈が飛ぶ期外性収縮の3つに分けられます。原因としては、先天的なもの以外に加齢や喫煙、ストレスなどによって引き起こされるといわれております。

当事業においては、主に以下の商品を販売しております。

・心臓ペースメーカ

心臓ペースメーカは、不整脈のうち主に脈が遅くなる「徐脈」を治療する機器です。心臓は洞結節と呼ばれる部位より発生した刺激が伝導経路を伝わり、心筋が収縮することで血液を送り出しています。心臓の刺激を伝える経路が病気により機能しなくなったり、刺激を作り出す洞結節の活動が低下すると心臓の脈拍が少なくなり、時には失神発作を起こしたりします。これが徐脈です。このように心臓の拍動が低下したときに、心臓の代わりに刺激を発生させる機器が心臓ペースメーカで、絶えず心臓を監視しており、設定した最低限の脈拍が出ていれば心臓ペースメーカは作動せず、その人の脈拍が優先される仕組みとなっております。

・ICD（植込み型除細動器）

心臓ペースメーカが徐脈の治療に使用されるのに対し、ICD（植込み型除細動器）は主に「心室頻拍」や「心室細動」と呼ばれる重篤な頻脈の治療に用いられます。心室頻拍とは心臓が異常に速く拍動する不整脈のことで、180～220拍/分（正常は60～100拍/分）という非常に速いリズムで心臓が動くため血液が送り出せず、めまいや失神を起こします。また、心室細動とは心臓が正確なリズムを失って心室が小刻みに痙攣する状態のことで、心臓から血液がほとんど送り出されず意識不明となります。この状態で放置すると死に至るため、一刻も早い処置が必要となります。通常、このような不整脈を止めるには電気ショックパルスを中心とする方法（除細動）しかありません。ICD（植込み型除細動器）はそのような頻脈が発生したとき、それを検知してただちに電気ショックパルスによって止めることを目的に開発された装置です。

- ・電極カテーテル

電極カテーテルは、先端部分に電極が埋め込まれたカテーテルで、主に心臓電気生理学的検査に使用されるものです。心臓電気生理学的検査とは、心腔内に電極カテーテルを挿入し心腔内の様々な部位からの電位記録を取ったり電気刺激を与えたりして、不整脈の詳細な診断や発生メカニズムの解明、重症度の評価、薬剤の効果の判定、心臓ペースメーカやICD（植込み型除細動器）の適応決定などに広く用いられる検査方法です。電極カテーテルは用途に応じて、先端部分の電極数が3極～40極以上、カーブ部分が固定されているタイプや手元操作でカーブが変化するものなど多くの種類があります。

- ・アブレーション（心筋焼灼術）カテーテル

アブレーション（心筋焼灼術）カテーテルは、電極カテーテルの一種で、頻脈の原因となる心筋組織を焼灼し根治させるアブレーションといわれる手技に使用されるものです。アブレーション（心筋焼灼術）とは、心腔内に留置したカテーテルに外部から高周波エネルギーを通電し、不整脈の原因となっている部位を焼灼し組織的に壊死させる治療法で、現在、WPW症候群（正常な伝導系以外に別の副伝導路を有することに起因する病気）に対しては確立した治療となっているほか、発作性上室頻拍等でも良好な成績が得られております。また、心房頻拍や心房粗細動に対しても有効であるケースが増えているなど、従来外科手術の適応となっていた症例だけでなく、薬剤によってコントロールされていた症例にまで適応の幅は広がっております。

―虚血事業―

虚血とは、血管の狭窄または閉塞により組織への血流が不十分もしくは途絶している状態を指します。虚血により引き起こされる虚血性疾患としては、心臓の冠動脈で起こる心筋梗塞や狭心症、脳血管で起こる脳梗塞などが代表的なものです。虚血の原因となる動脈硬化は糖尿病や高血圧、高脂血症などによって進行し、肥満や喫煙、運動不足、ストレスの多い生活も動脈硬化を促進させるといわれております。

当事業においては、主に以下の商品を輸入・販売しております。

- ・自動造影剤注入装置「ACIST」

「ACIST」は心臓冠動脈の血管造影検査において、造影剤注入の流量・流速を可変制御するインジェクタシステムです。インジェクタは大きくCT用、MRI用、血管造影（アンギオ）用、超音波撮影用の4つに分けることができますが、「ACIST」は血管造影用で①心臓左室と冠動脈の両部位に使用できる②特殊ハンドコントローラにより微妙な吐出制御が可能③造影剤と生理的食塩水を自動切換できるなど、従来の商品にはない特徴を持っております。製造は米国のACIST Medical Systems社であり、日本においては当社が国内総代理店となり販売代理店を通じて、全国の医療施設に提供しております。

- ・PTCAバルーンカテーテル「CAST」及び「TipTop」

心筋梗塞や狭心症など虚血性心疾患を経皮的に治療する方法をPCI（経皮的冠動脈インターベンション）と呼び、冠動脈バルーン形成術や冠動脈ステント植込み術が代表的なものです。PTCAバルーンカテーテルはこのPCIで使用される医療機器の一つで、先端にバルーン（直径1～5mm程度の風船）を装備しており、コレステロール等が沈着して狭くなった血管（冠動脈）内でバルーンを膨らませて押し広げ、狭窄した部分を拡張するものです。当社が販売するPTCAバルーンカテーテル「CAST」及び「TipTop」はフィルメック株式会社が製造しており、当社が国内総代理店として販売代理店を通じて、全国の医療施設に提供しております。

- ・エキシマレーザ血管形成システム「CVX-300」

エキシマレーザ血管形成システムは、レーザ光を20～150ns（ns＝10億分の1秒）間隔でパルス状に照射し、冠動脈内で石灰化、繊維化したプラーク※を蒸散させ除去する治療機器です。同じレーザの仲間であるYAGレーザや炭酸ガスレーザを利用した血管治療システムは、熱発生があるため治療成績は芳しくありませんが、エキシマレーザは赤外線領域ではなく紫外線領域の波長のため熱発生が少なく、また、到達範囲が0.005mmと非常に限定されるので合併症の発生も少なく良好な結果を得ることができます。エキシマレーザ血管形成システム「CVX-300」は冠動脈以外にも末梢血管治療、心臓ペースメーカ及びICD（植込み型除細動器）用リード抜去治療にも適用することができます。

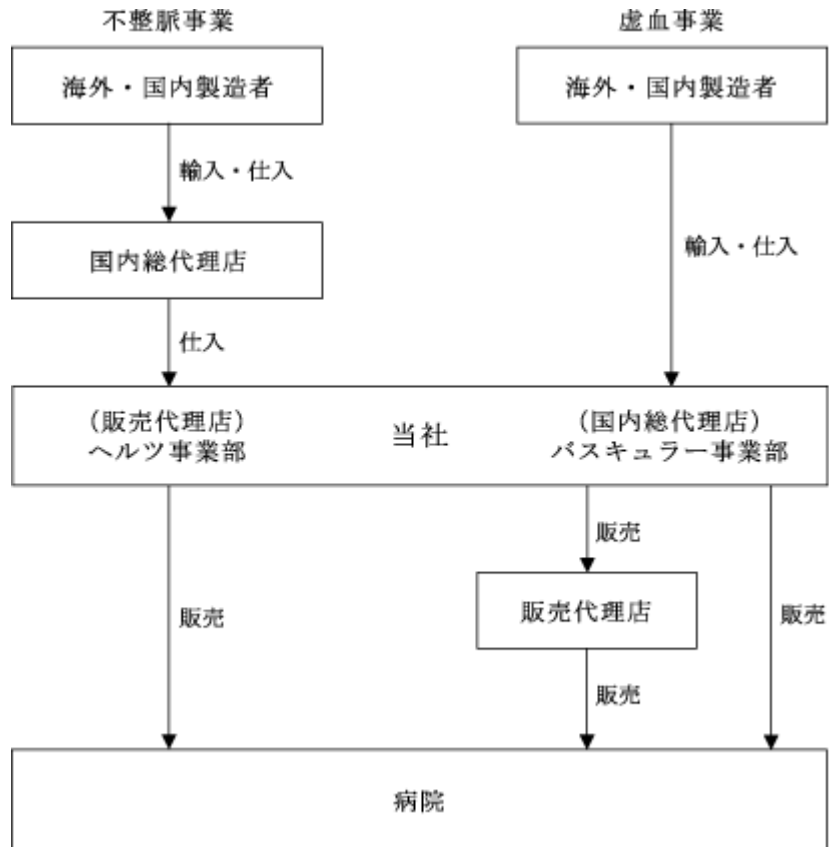
製造は米国のSpectranetics社であり、日本においては当社が国内総代理店となり販売代理店を通じて、全国の医療施設に提供しております。

※プラーク：血管の内壁に徐々に沈着した脂肪（コレステロール）の蓄積物のことです。「アテローム硬化性プラーク」あるいは単純に「プラーク」と呼ばれます。日本語では粥腫（じゅくしゅ）といいます。

—その他—

その他の商品については、術者の被曝を防ぐ Worldwide Innovations & Technologies社製 放射線防護シールド「RADPAD」の販売、心臓ペースメーカやICD（植込み型除細動器）の全データを集録した「ペースメーカ・ICDデータブック」の販売、学会や学術誌等で発表する英語論文をネイティブによりチェック・校正する「英文校正サービス」の提供などがあります。

事業系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の従業員の状況

平成19年3月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
124〔8〕	39.1	4.2	6,562

(注) 1 従業員数は就業人員であり、従業員数の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、消費に弱さがみられるものの、企業収益の改善を背景とした民間設備投資の増加等により、景気は総じておだやかな回復基調が継続しました。

当社の属する医療機器業界におきましては、医療費抑制と高齢化社会に対応すべく、厚生労働省による医療行政改革が進行しており、平成18年4月にも診療報酬の改定、特定保険医療材料の保険償還価格の引き下げ、医療の安全性確保に向けた施策の一環として、医薬品や医療機器の安全性対策の強化が実施されました。こうした情勢を受け、医療施設では医療の安全性を重視する一方で、経営効率向上に対する意識が高まるなど、ニーズが多様化しております。さらに、欧米を中心としたメジャー企業による寡占化及び医療機器企業の大規模な再編等、経営環境は厳しさを増すとともに大きく変化しました。

このような事業環境の中、当社では、メーカーとの共同市場開拓、新規顧客開拓等に積極的に取り組んでまいりました。また、茨城営業所、西日本営業部の設立等営業所網の充実をはかり、地域密着型営業を強化し、顧客満足度の向上のために、高度専門知識を習得した営業部員による医療現場のニーズを捉えた高付加価値サービスの提供等に努めました。平成18年7月には、分散していた営業部門、技術サービス部門を集約させ、一層の顧客サービス向上と業務効率化をはかるため本社移転を実施しました。

これらの結果、当事業年度の売上高は9,911,657千円（前年同期比25.0%増）、営業利益364,415千円（同5.5%増）、経常利益364,350千円（同11.6%増）、当期純利益193,870千円（同10.1%増）となりました。

事業区分別の売上状況は次のとおりです。

（不整脈事業）

当事業年度の不整脈事業の売上高は、前年同期比で25.2%増加し、8,389,050千円（売上高構成比84.6%）となりました。

（虚血事業）

当事業年度の虚血事業の売上高は、前年同期比で23.0%増加し、1,461,662千円（売上高構成比14.8%）となりました。

（その他）

当事業年度のその他の売上高は、前年同期比で53.2%増加し、60,944千円（売上高構成比0.6%）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動による資金の獲得276,181千円、投資活動による資金の支出117,905千円、財務活動による資金の収入128千円等により、前事業年度末と比較して158,389千円増加し、1,352,289千円（前年同期比13.3%増）となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

税引前当期純利益348,527千円、法人税等の支払額159,844千円となりましたが、減価償却費52,604千円、受託開発勘定の増加額42,657千円等により、276,181千円の資金獲得（前年同期比229.6%増）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

定期預金の預入による支出50,000千円、有形固定資産の取得による支出65,159千円等により、117,905千円の資金の支出（前年同期比13.9%増）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

短期及び長期借入れによる収入350,000千円があったものの、借入金の返済による支出315,662千円等により、128千円の資金の収入（前年同期比99.9%減）となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の事業は、商品の仕入販売であり、生産活動をおこなっておりませんので、該当事項はありません。

(2) 仕入実績

当事業年度における仕入実績を事業区分別に示すと、次のとおりであります。

事業区分	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	前年同期比 (%)
不整脈事業 (千円)	6,781,833	+29.0
虚血事業 (千円)	852,072	+13.9
その他 (千円)	34,730	+7.6
合計	7,668,635	+27.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当社の事業形態は、原則として受注と販売が同時に発生するため、記載を省略しました。

(4) 販売実績

当事業年度における販売実績を事業区分別に示すと、次のとおりであります。

事業区分	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	前年同期比 (%)
不整脈事業 (千円)	8,389,050	+25.2
虚血事業 (千円)	1,461,662	+23.0
その他 (千円)	60,944	+53.2
合計	9,911,657	+25.0

(注) 1 総販売実績に占める販売実績の割合が100分の10以上となる得意先はありません。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

医療業界におきましては、医療行政改革によって、今後も診療報酬の引き下げや患者負担比率の改定、継続的な特定保険医療材料の保険償還価格の引き下げが予測されています。また、メーカーによる医療施設への直販や販売代理店の選別、顧客である医療施設でも共同購入による仕入単価の引き下げ等の動きがあります。このような状況に当社が対処し、持続的な発展を遂げるため、以下の事項を対処する課題と認識しております。

① 地域密着型営業の強化

当社は、虚血事業の強化による全国規模での顧客基盤の拡充に努めておりますが、創業事業である不整脈事業において関東地域に特化した営業を展開してきた経緯から、同地域への売上依存度が非常に高い状況にあります。今後予想される当社を取り巻く事業環境を考えますと、不整脈事業では関東地域における顧客基盤の強化が、虚血事業では関東地域はもとより同地域以外での顧客基盤の構築が必要であり、これらの成否は、地域密着営業力にかかっていると認識しております。

すでに、不整脈事業を担当するヘルツ事業部では平成18年5月に茨城営業所を設立して、関東地域の重点地区の営業強化を進めております。これにより、既に取り引のある医療施設に対して取引の維持・拡大をはかりつつ、新たな取引先の獲得を目指してまいります。

また、虚血事業を担当するバスキュラー事業部では、平成18年5月の西日本営業部設立による東西営業部体制の確立に続いて、同年8月には北海道営業所を設立し、各地域の販売代理店との連携強化を進めております。このような連携体制のもと、地域密着型営業を強化することにより、販売代理店を通じて、より多くの医療施設から迅速なニーズの把握をおこない、付加価値が高い商品の販売ときめ細かなサービスの提供に取り組んでまいります。

② 新商品導入のための社内体制強化

新たな顧客基盤の構築や強化には、顧客ニーズにあった医療機器をいち早く、継続的に導入することが必要であり、常に国内外の最新医療情報の把握、迅速な薬事承認の取得が求められるところであります。海外コンサルタントの活用やメーカーとの連携強化、社内体制面ではマーケティング機能及び薬事承認取得部門の強化に取り組んでまいります。

現在、当社ではエキシマレーザ血管形成システム「CVX-300」を戦略商品と位置付け、心血管治療については、保険適用を目指して先進医療認可施設のさらなる拡大に注力し、末梢血管治療、心臓ペースメーカー及びICD用（植込み型除細動器）リード抜去治療については、薬事承認取得に向けた書類作成作業を進めております。

③ 技術教育の強化

医療機器業界においては、引き続き競合が激化することが予想され、他社との差別化を商品とサービスの両面から、一層推し進める必要があります。そのためには、営業社員に対する技術教育を強化し、顧客に対する高度な技術、最新の情報提供が必要であると認識しております。

そのため、当社では、当事業年度において教育部門の人員を増強いたしました。今後も教育カリキュラムの充実、社外講師の活用など、技術教育体制の強化に取り組んでまいります。

④ 管理機能の強化

改正薬事法への対応や品質管理体制の強化を進めてまいります。そのため、GQP※体制の整備をはかるとともに、品質管理業務手順書等の作成・運用に取り組んでまいります。

また、在庫管理システム、販売管理システム及び経理システムの統合に取り組み、管理機能の一層の強化と業務の効率化を進めてまいります。

※GQP（製造販売品質保証基準）は、医療機器の品質管理に係わるシステムの要求事項を省令で定めたもので、クレーム対応、回収対応、社内教育、内部監査など品質管理の責任体制構築と手順の作成が求められます。

⑤ 人工血管の製造に関する研究開発の推進

当社は、新規事業として平成18年3月独立行政法人科学技術振興機構（JST）から開発助成金の支給を受け、超極細繊維を用いた人工血管の開発を進めております。当研究により、新たに心臓外科領域及び製造業への進出をはかってまいります。現在、テクノロジーセンターを設置し、当該製品の安全性評価等の研究に着手した段階であります。今後は、データ分析、薬事承認等を進め、早期の製造承認取得及び販売開始を目指してまいります。

⑥ 内部統制システムの整備・強化

近年、企業や官公庁による相次ぐ不祥事や証券取引法上でのディスクロージャーをめぐる不適切な事例の発生により、企業の社会的責任の遂行や内部統制の重要性が高まっております。当社におきましても、内部統制システムの整備を適切に推進し、会社法、金融商品取引法への対応はもとより、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査制度」が平成21年3月期から開始するのに備え、社内整備を万全に整えるとともに、コーポレート・ガバナンスの強化、コンプライアンス、適正な企業情報の開示、環境対応、危機管理など企業の社会的責任（CSR）を確実に果たすための諸施策を積極的に実施してまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社の有価証券に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上でおこなわれる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 医療行政の動向について

公的医療保険制度においては、医療の診療行為、医薬品、特定の医療材料についてそれぞれ診療報酬体系を定めており、医療費抑制を目的として概ね2年毎に改定されております。今後においても、病院の統廃合や医療費の患者負担比率の引き上げ等、医療制度の改革は積極的に推進されるものと想定され、このような医療行政の動向は、当社の顧客である医療機関の購買方針に対して影響を及ぼすとともに、診療報酬改定による特定保険医療材料の保険償還価格引き下げは販売価格の引き下げに直結し、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

このような販売価格の下落が発生した場合、仕入先と価格交渉をおこない、当社業績への影響を抑えるよう努めることとなりますが、不整脈事業の商品の大半は、国内の一代理店として他の商社及びメーカーから購入しているため、価格交渉の余地が限られております。そのため、当社といたしましては、不整脈事業においては、特定の仕入先とのタイアップによる共同市場開拓や商品販売を進めることで協力関係を構築し、仕入条件の改善、インセンティブ確保による収益性の維持をはかっております。さらに、国内総代理店として海外・国内製造者より直接商品を仕入れている虚血事業の拡大を進めることで、収益性の改善をはかる方針であります。ただし、当社が想定した以上に保険償還価格の引き下げがなされた場合や、計画通りに虚血事業が拡大しない場合等には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競合等について

当社が属する医療機器業界においては、近年の保険償還価格引き下げ等の影響もあり、医療機器メーカーの医療機関への直販、販売代理店の選別等の動きが一部見られております。また、医療機関側の共同購入等もあり、当業界においては総じて競合が激化する傾向にあります。とりわけ、当社においては、関東地域における売上高は全体の91%（平成19年3月期）を占めているため、当該地域における営業状況の変化による影響を強く受けます。

当社といたしましては、関東地域での営業所展開をはかり、営業地域の拡大や地域密着型営業の強化、技術教育強化による高付加価値サービスの提供等により顧客満足度を向上させ、不整脈事業における競合他社に対する競争力の維持に努めます。また、各地域における地方代理店との連携強化や、自動造影剤注入装置「ACIST」やエキシマレーザ血管形成システム「CVX-300」に代表される当社が総代理店として取扱っている商品の売上拡大や新規商材の獲得により虚血事業の拡大をはかります。ただし、当社が想定した以上に競合が激化し、相対的に当社の競争力が低下した場合には、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 薬事法について

当社が扱う医療機器の輸入及び販売については、薬事法の規制を受けております。同法は医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器の品質、有効性及び安全性確保のために必要な規制をおこなうとともに、医療上特にその必要性の高い医薬品及び医療機器の研究開発促進のために必要な措置を講じることにより、保険衛生の向上をはかることを目的としております。平成17年4月の同法改正では、従前の承認、許可に係る制度が大幅に変更され、「自ら保有する製造所において製造するとともに製品を市場に出荷する」行為により構成される従来の「製造業」から「製品を市場に出荷する」行為を「製造販売行為」として分離し、新たに「製造販売業」に対する許可制度となっております。同法の改正の主な趣旨は、従来の製造に対する承認方式から販売行為をも含めた承認方式に変更されたことであり、これにより医療機器卸売業に対して、一層の品質保証、安全管理体制の強化が求められることとなりました。今後においても、同法に基づく品質管理体制及び安全管理体制については、さらに強化される可能性があります。

また、今般の同法の改正にともない医療機器のリスク度に応じた分類が導入され、「高度管理医療機器（人の生命や健康に重大な影響を与えるおそれのあるもの）」、「管理医療機器（人の生命や健康に影響を与えるおそれのあるもの）」、「一般医療機器（人の生命や健康に影響を与えるおそれが殆どないもの）」の3つに分類されております。さらに販売業に係る安全対策の強化、「高度管理医療機器」の販売は許可制に、また「管理医療機器」の販売は届出制に変更されております。

当社においては、薬事法の許認可の不承認、取消等の事実はありませんが、今後において承認が得られない場合、取消等を受けた場合、さらに規制当局から業務改善、停止等の処分を受けた場合には当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 新商品導入の困難性について

当社が海外の医療機器メーカーから直接購入する医療機器については、直接価格交渉が可能なことから価格設定の自由度が高く、収益を確保しやすくなっております。そのため、当社は主に虚血事業において、海外での学会等における商品情報や、医療機関等の販売先及び取引先のニーズの聴取等をおこない、国内で販売されていない商品の発掘、導入をおこなっております。

ただし、新たに国内で医療機器を販売するためには厚生労働省に対する薬事承認の申請、更には承認を得た後、あらためて保険償還価格の取得申請が必要となり、薬事承認の申請から保険償還価格の取得までには申請書類の整備、臨床現場における治験による症例の収集等、相当な期間が必要となります。

そのため、これらの一連の過程において、当社の想定を超えるコスト負担、承認及び保険償還価格取得の遅延等が発生した場合には、当社の業績及び事業計画に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 医療機関に対する認定施設及び施設基準について

当社が取り扱う心臓ペースメーカー及びICD（植込み型除細動器）等は、高度な機能を有する医療機器であるため、手術を実施する医療機関に対し、手術実績数や医師数などに一定の条件を満たすことを義務づける認定施設、施設基準に係る制度が採用されています。医療機関が必要条件を満たしていない場合は、手術を禁止したり医療機関に支払われる診療報酬を低減するなどの措置が取られます。

このため、当社の顧客である医療機関において、必要条件を満たすことができず「認定施設」、「施設基準」を取り消された場合、手術を実施できなくなったり、手術数が減少する可能性があります。このような状況が発生した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 医療機器業公正競争規約について

医療機器業公正競争規約は、事業者団体（医療機器業公正取引協議会）が、業界の公正な競争秩序を確保することを目的として、景品類の提供に関して定めた規約であります。当該規約は、平成10年11月に公正取引委員会の認定を受けて告示されたものであり、自主規制でありながら法的裏付けのある規制となっております。

当社においても、平成16年9月末に当該規約に準じた「DVx行動ガイドライン」を策定し、「寄付・協賛」、「業務上の接待」、「習慣上の進物、祝儀、見舞等」、「貸出し」の4項目にかかわる社員の行動規範を定め、運用をはかる等、社員への教育啓蒙にも努めておりますが、医療機器業公正取引協議会及び公正取引委員会との認識の違いが生じ、入札停止などの罰則を適用された場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 医療事故について

当社は、改正薬事法において、商品を市場に出荷する「製造販売業」として許可を受けており、社内においては医療機器製造販売業三役（総括製造販売責任者・品質保証責任者・安全管理責任者）を置き、必要十分な品質管理、安全管理体制を整備しております。

しかしながら、重大な製品の欠陥、医療事故等が発生した場合には、当社の信用力の低下、補償等の発生により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また（14）に記載のとおり、現在、超極細繊維を用いた人工血管の製造に関する研究・開発を進めており、平成20年11月から人工血管販売事業に進出する予定です。

そのため、当社製造の人工血管による医療事故が発生した場合には、製造業者として製造物責任法に基づく責任を問われ、当社の業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(8) 仕入リスクについて

当社は、他の医療機器商社及び国内外の医療機器メーカー等から医療機器を購入しておりますが、当社が主要仕入先と締結している購買契約については、仕入先の買収、合併等の影響により、解約もしくは更新が不可能となる場合があります。

当社といたしましては、複数の調達先の確保等、安定的な商品調達に努めておりますが、当社が取扱っている商品の中には代替不能な商品も含まれているため、何らかの事由により商品の調達に支障が生じた場合には、当社の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 販売先の信用状況について

当社は、販売先である医療機関等の取引先に対して債権の回収リスクを負っております。当社は過年度において、販売先の経営破たん等により重大な損失が発生した事実はなく、また、取引先の定期的な信用調査の実施など信用管理の強化に努めておりますが、近年においては、診療報酬及び保険償還価格の引き下げ等により、医療機関、医療機器商社を取り巻く環境は厳しくなっております。

そのため、当社の販売先の経営の悪化等により、債権の回収が困難となった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 商品の廃棄損等について

当社が取扱う使い捨て医療機器の大半は、滅菌期限が設定されており、滅菌期限が到来した医療機器は廃棄対象となります。そのため、仕入れた医療機器が販売計画に達せず、想定以上に廃棄損等が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 医療業界における技術革新について

当社は、循環器系の医療機器の売上高構成比率が高くなっております。そのため、医療業界における革新的な診療技術の開発、再生医療分野における急激な技術の進展等により、医療機関において当社商品の使用頻度が低下した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 人材育成について

当社業務においては、循環器領域に係る基礎的な医療知識の習得、商品知識の習熟が不可欠であります。また、医療機器販売における安全性や公正性をより高めるために、厚生労働省、医療機器業公正取引協議会による立会い業務見直しへの取り組みや、業界団体を中心に「医療機器版MR資格制度」の研究が始まるなど、今後、医療機器販売に関してより一層高度な技術・情報の提供が求められるものと予想しております。こうした状況に対応するため当社では、入社時の研修をはじめとした技術研修、現場での実務経験等により、専門知識を有した社員の育成に取り組んでおります。

ただし、今後、業容拡大に応じた十分な専門知識を有した人材の育成ができなかった場合には当社の信用力の低下等の事態を招き、ひいては当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 個人情報保護法について

当社においては、業務遂行上、医療機関から心臓ペースメーカ等を使用している患者の個人データ管理を委託される場合があります。当社といたしましては、個人情報保護法の定めに則り、十分に社内管理体制の構築、維持がはかられているものと認識しておりますが、万一、個人データの流出、漏洩等が発生した場合には、当社の信用力の低下を招き、ひいては当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 人工血管事業の取り組みについて

当社は、医療機器の販売を事業基盤としておりますが、事業基盤をより強固にするため、現在、超極細繊維を用いた人工血管を当社にて製造し、販売する計画を進めております。当該事業に着手した経緯、事業概要等は以下のとおりであります。

① 当該事業に着手した経緯

当該製品については、野一色泰晴氏（横浜市立大学大学院教授）により基本原理が考案され、過年度に製品化された実績がありますが、現在は製造されていない製品です。

当社は、既存製品と比較して、人体との親和性、低漏血性等の観点から、当該製品に競争力があると判断したため、野一色氏と共同で当該製品の製造販売をおこなうことを決定し、平成17年11月に当該製品の製造販売承認を承継いたしました。

② 当該事業の概要について

当社は、平成19年2月より東京都板橋区のテクノロジーセンターにて、当該製品の再現、安全性評価のための研究に着手しており、開発が順調に進捗した場合には、平成20年8月に製造承認を取得し、同年の11月から販売を開始する予定であります。

当該製品については、すでに製品化された実績があるため、当社は過去に製造された製品と同品質の製品を再現することにより、当該製品の販売が可能であると考えております。今後、試験サンプル製造、耐久性試験等各種データを厚生労働省に提出した上で品質の再評価を得る必要がありますが、現時点においては、研究開発に着手した段階であり、同水準の品質を有した製品を製造できる保証はありません。生産設備についても、製造販売業の許可要件として医薬品等の品質管理の方法に関する基準である「医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質管理の基準に関する省令」に適合しない場合には、当該製品の製造に支障が生じる可能性があります。

また、当社が一定水準の品質を実現できた場合であっても、当該製品は相当期間販売を休止していたため、医療機関に受け入れられる保証はありません。さらに、当社は医療機器メーカーとしての実績がなく、大手医療機器メーカーと比較して相対的に信用力が劣ることが営業上の障害となることや、想定した以上に生産コストが増大し、収益を確保できない可能性があります。

③ 投資計画について

当該事業は、独立行政法人科学技術振興機構（JST）から平成18年3月に委託開発事業に選定されております。当社は当該事業の平成22年度までの投資額の大半を同機構との間に締結した「新技術開発委託契約」に基づく開発助成金枠420百万円にて賄う予定であります。

同機構から受けた開発助成金については、開発が不成功であった場合には、返済する必要はないものの、開発が成功した場合には、半額は8年以内に、残額は製品の売上金額に応じて15年以内に返済する義務を負うため、当該事業の収益水準によっては、当社の財政状態等に少なからぬ影響が生じることとなります。また、当社の想定どおりに生産計画が進捗しない場合には、追加的な投資負担が生じる可能性があります。さらに、当該製品の販売状況によっては、これらの投資資金が回収不能となるだけでなく、当該事業からの撤退にともない損失が発生する可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社の経営上重要な契約は次のとおりであります。

相手方の名称	契約品目	契約内容	契約期間
独立行政法人 科学技術振興機構	超極細繊維を用いた 人工血管の製造	新技術開発委託契約 ・ 420百万円を限度として開発助成金が得られる。 ・ 開発が成功した場合には開発助成金の半額を8年以内に、残額は製品の売上金額に応じて15年以内に返済する義務を負う。 ・ 開発が不成功であった場合には開発助成金を返済する義務が免除される。	本開発が成功したときは新技術開発成果実施契約締結時まで、本開発が不成功のときは財産の処理完了時まで。
(株)ノイシキラボ	超極細繊維を用いた 人工血管の開発	人工血管開発協定書 ・ 独立行政法人科学技術振興機構（JST）との間で取交した上記の契約（新技術開発委託契約）に関連して、ノイシキラボと当社が協力して人工血管の開発にあたる。	平成18年9月1日から、当社とJST間の、上記契約における、開発の成否認定まで。

6 【研究開発活動】

当社が開発中の「超極細繊維を用いた人工血管」につきましては、独立行政法人科学技術振興機構（JST）の平成18年度委託開発事業として採択され、平成18年3月28日付で新技術開発委託契約を締結し、株式会社ノイシキラボと協力して開発を進めております。現在、テクノロジーセンターを設置し、当該製品の安全性評価等の研究に着手した段階であります。

上記開発に関わる当事業年度の研究開発費は23,857千円となります。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成においては、経営者による会計上の見積りをおこなっております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、第5経理の状況の財務諸表等の「重要な会計方針」に記載しておりますが、特に以下の重要な会計方針が、財務諸表作成における重要な見積りと判断に大きな影響を及ぼすものと考えております。

(たな卸資産の評価基準及び評価方法)

商品につきましては、移動平均法（ただし一部の商品に関しては個別法）による原価法を採用しております。

(引当金の計上基準)

① 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案した上、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、従業員への賞与支給見込額に基づく当期負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込み額に基づき計上しております。

なお、退職給付引当金の対象人員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は期末自己都合要支給額としております。

(2) 経営成績の分析

① 売上高の分析

当事業年度の売上高は9,911,657千円（前年同期比25.0%増）であります。これは主に、不整脈事業においては電極カテーテル及びICD（植込み型除細動器）の販売が好調に推移したとともに、虚血事業においては、自動造影剤注入装置「ACIST」及びエキシマレーザ血管形成システム「CVX-300」の販売が好調に推移したこと等により増加したものです。

② 売上原価の分析

当事業年度の売上原価は7,671,275千円（前年同期比28.9%増）であります。これは主に、不整脈事業の主力商品に対し、保険償還価格の改定がおこなわれたことによる増加と、原価率の高いICD（植込み型除細動器）の販売が増加したことによるものです。

③ 販売費及び一般管理費の分析

当事業年度の販売費及び一般管理費は1,875,967千円（前年同期比14.8%増）となりました。これは主に、業容拡大にともなう人件費、営業活動経費等の増加によるものです。

④ 営業外損益の分析

営業外損益は、前事業年度の19,056千円の費用（純額）から64千円の費用（純額）へと18,991千円の費用（純額）が減少しました。これは主に、前事業年度において14,518千円計上した為替差損が当事業年度では5,665千円に減少したこと、また当事業年度においてデリバティブ評価益9,676千円を計上したこと等によるものです。

⑤ 特別損益の分析

特別損益は、前事業年度の2,688千円の損失（純額）から15,823千円の損失（純額）へと13,135千円の損失

(純額)が増加しました。これは主に、当事業年度において本社移転関連費用18,557千円を計上したこと等によるものです。

⑥ 当期純利益

上記の結果当期純利益は、前事業年度の176,164千円から10.1%増加して193,870千円となりました。

(3) 財政状態の分析

① 流動資産

当事業年度末における流動資産の残高は、前事業年度末と比較して984,680千円増加し、4,488,365千円となりました。その主な要因は現金及び預金の増加208,389千円、売上高の増加にともなう売掛金の増加595,283千円、受託開発仕掛勘定の増加108,844千円等によるものです。

② 固定資産

当事業年度末における固定資産の残高は、前事業年度末と比較して29,505千円増加し、292,980千円となりました。その主な要因は工具器具備品の増加25,786千円等によるものです。

③ 流動負債

当事業年度末における流動負債の残高は、前事業年度末と比較して880,458千円増加し、3,439,156千円となりました。その主な要因は売上高の増加に対応した仕入高の増加にともなう買掛金の増加633,424千円、仮受受託開発補助金勘定の増加151,502千円等によるものです。

④ 固定負債

当事業年度末における固定負債の残高は、前事業年度末と比較して35,738千円減少し、293,942千円となりました。その主な要因は長期借入金の減少35,922千円等によるものです。

⑤ 純資産

当事業年度末における純資産の残高は、前事業年度末の資本の残高と比較して169,465千円増加し、1,048,247千円となりました。その主な要因は当期純利益193,870千円等によるものです。

(4) 今後経営成績に重要な影響を与える要因とその対策について

医療業界におきましては、今後も定期的に特定保険医療材料の保険償還価格改定が実施されるとともに、顧客である医療施設においては、市場原理の導入や経営効率追求の意識が一層高まっており、販売価格は引き続き下落するものと考えられます。このように厳しい環境の中、合理化と企業戦略の見直しが求められております。当社といたしましては、これらの状況を踏まえて、地域密着型営業の展開、営業部員の増強、技術教育の強化等により他社との差別化をはかり、販売価格の維持、新規顧客の開拓に取り組んでまいります。また、自社商品の拡大による利益率向上と現場ニーズへの対応は、当社の重点施策として従来にも増して取り組みを強化してまいります。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

① キャッシュ・フロー

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られた資金は276,181千円となりました。これは主に税引前当期純利益348,527千円に加え、仕入債務の増加633,424千円等の収入要因があった一方、売上高増加にともなう売上債権の増加637,865千円等の支出要因があったことによるものであり、前年同期と比較して192,395千円の収入増加となっております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により支出した資金は117,905千円となりました。これは主に定期預金の預入による支出50,000千円、エキシマレーザ血管形成システム用デモ機及び本店等の移転等にもなう有形固定資産の取得による支出65,159千円及び差入保証金の差入による支出28,037千円等の支出要因があったことによるものであり、前年同期と比較して14,360千円の支出増加となっております。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の収入は128千円となりました。これは主に短期借入れによる収入200,000千円があったものの、短期借入金の返済による支出174,000千円及び配当金の支払額24,210千円等の支出要因があったことによるものであり、前年同期と比較して97,210千円の収入減少となっております。

② 資金需要

当社の運転資金需要のうち主なものは、商品仕入代金の支払資金のほか、販売費及び一般管理費等の営業費用の支払資金であります。営業費用の主なものは人件費及び営業活動のための旅費交通費であります。

③ 財務政策

当社の運転資金及び設備投資資金については、内部資金を充当するほか、借入、社債の発行等による資金調達をおこなっております。

平成19年3月31日現在の短期借入金残高は226,000千円、長期借入金残高は332,267千円（うち、1年以内返済予定の長期借入金179,614千円）、社債残高は60,000千円（うち、1年以内償還予定の社債10,000千円）、現金及び現金同等物の残高は1,352,289千円となっております。

自己資本は、1,048,247千円（自己資本比率21.9%）となっております。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案するよう努めておりますが、医療業界においては特定保険医療材料の保険償還価格改定や市場の激しい価格競争等、当社を取り巻く事業環境はさらに厳しさを増すことが予想されます。

このような事業環境の変化に対して、販売面におきましては、営業所展開による地域密着型営業の強化、技術教育体制の強化による高い技術・情報サービスの提供などにより他社との差別化をはかり、販売価格の維持、新規開拓によるシェア拡大に注力いたします。同時に市場ニーズに対応した商品を国内外問わず広く世界から発掘することにより、自社商品の拡大、利益率向上等に取り組み、今後も確実な業績の確保と拡大をはかります。

また、研究開発面においては、独立行政法人科学技術振興機構（JST）と「超極細繊維を用いた人工血管」の新技術開発委託契約を締結し、委託研究開発に着手しております。

第 3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は80,291千円であります。その主なものは、茨城営業所及び西日本営業部の開設、本社移転に伴う内部造作、エキシマレーザ血管形成システム用デモ機の取得等であります。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

平成19年3月31日現在における各事業所の設備、投下資本ならびに従業員の配置状況は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容 (取扱業務)	帳簿価額 (千円)				従業員数 (名)
		建物及び 構築物	車両運搬具	工具器具備品	合計	
本社 (東京都練馬区)	事務所兼倉庫 (商品管理)	79	96	5,261	5,436	1 〔6〕
本店 (東京都豊島区)	事務所 (全社管理)	21,364	2,260	64,645	88,270	96 〔2〕
横浜支店 (神奈川県横浜市港北区)	事務所 (販売業務)	—	734	100	834	12
西日本営業部 (大阪府大阪市西区)	事務所 (販売業務)	1,277	—	1,250	2,527	4
茨城営業所 (茨城県土浦市)	事務所 (販売業務)	1,328	—	1,479	2,807	6
北海道営業所 (北海道札幌市)	事務所 (販売業務)	1,549	—	—	1,549	2
合計		25,599	3,090	72,736	101,426	121 〔8〕

- (注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2 現在休止中の設備はありません。
 3 事務所、倉庫を賃借しております。年間の賃借料の総額は90,862千円であります。
 4 従業員数は就業人員であり、従業員欄の〔外書〕は、臨時従業員数であります。
 5 上記の他、主要な賃借設備として以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	リース期間 (年)	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
本店 (東京都豊島区)	車両運搬具	2～5	22,771	37,033
本店 (東京都豊島区)	工具器具備品	1～5	2,634	12,219

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 売上能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
営業所 (西東京地区)	営業所設置	3,500	—	増資資金	平成19年6月	平成19年9月	—
東北営業所 (宮城県)	営業所設置	3,500	—	増資資金	平成19年5月	平成19年6月	—
群馬営業所 (群馬県)	営業所設置	3,500	—	増資資金	平成19年5月	平成19年7月	—
本店 (東京都豊島区)	事業所拡充	20,000	—	増資資金	平成19年10月	平成20年3月	—

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	2,080,000
計	2,080,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数（株） （平成19年3月31 日）	提出日現在 発行数（株） （平成19年6月28 日）	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	538,000	673,200	株式会社ジャスダック 証券取引所	—
計	538,000	673,200	—	—

（注）平成19年4月25日をもって、当社株式は株式会社ジャスダック証券取引所に上場しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成16年3月17日 臨時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数（個）	94 （注） 1	92 （注） 1、 6
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	18,800 （注） 2、 5	18,400 （注） 2、 5、 6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	一株につき1,325（注） 3、 5	同左
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日～ 平成21年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,325（注） 5 資本組入額 662.5	同左
新株予約権の行使の条件	（注） 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、 取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

（注） 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は200株であります。

- 2 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合をおこなう場合は、次の算式により未発行の付与株式数につき調整をおこない、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後 付与株式数} = \text{調整前 付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割をおこなう場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で未行使の付与株式数を調整することができます。

- 3 当社普通株式の株式分割または株式併合をおこなう場合は、それぞれ効力発生の時をもって次の算式により1株当りの払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後 払込価額} = \text{調整前 払込価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後 払込価額} = \text{調整前 払込価額} \times \frac{\text{既発行 株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分をおこなう場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

当社が資本の減少、合併または会社分割をおこなう場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整することができるものとします。

4 権利行使の条件は次の各号に定めるとおりであります。

- ① 新株予約権を受けた取締役及び従業員は、権利行使時に当社の取締役または従業員のいずれかの地位を有していること。ただし、次の場合はこの限りではない。
 - (イ) 任期満了により、取締役を退任する場合
 - (ロ) 定年により、従業員が退職する場合
- ② 監査役は権利行使時に当社の監査役の地位にあること。また、社外コンサルタントは当社と顧問契約を継続していること。ただし、次の場合はこの限りではない。
 - (イ) 任期満了により、監査役を退任する場合
 - (ロ) 社外コンサルタントが、当社の役員または従業員になった場合
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
その他の条件については、当社が新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約書の定めるところによるものとする。
- ④ 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分を認めない。
その他の条件については、当社が新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約書の定めるところによるものとする。

5 当社は平成17年8月1日付をもって1株を4株に分割しております。

これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額が調整されております。

6 提出日の前月末現在における新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、付与対象者の退職等による権利喪失により、それぞれ92個、18,400株となっております。

第2回新株予約権（平成16年10月25日 臨時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数（個）	72（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	14,400（注）2、5	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	一株につき1,900（注）3、5	同左
新株予約権の行使期間	平成18年11月1日～ 平成21年10月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,900（注）5 資本組入額 950	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、 取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は200株であります。

- 2 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合をおこなう場合は、次の算式により未発行の付与株式数につき調整をおこない、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割をおこなう場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で未行使の付与株式数を調整することができます。

- 3 当社普通株式の株式分割または株式併合をおこなう場合は、それぞれ効力発生の時をもって次の算式により1株当りの払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分をおこなう場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとし、

当社が資本の減少、合併または会社分割をおこなう場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整することができますものとし、

- 4 権利行使の条件は次の各号に定めるとおりであります。

- ① 新株予約権を受けた取締役及び従業員は、権利行使時に当社の取締役または従業員のいずれかの地位を有していること。ただし、次の場合はこの限りではない。

- (イ) 任期満了により、取締役を退任する場合
 - (ロ) 定年により、従業員が退職する場合
 - ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
 - ③ 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分を認めない。
その他の条件については、当社が新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約書の定めるところによるものとする。
- 5 当社は平成17年8月1日付をもって1株を4株に分割しております。
これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額が調整されております。

第3回新株予約権（平成16年10月25日 臨時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数（個）	8 （注） 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,600 （注） 2、5	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	一株につき1,900（注） 3、5	同左
新株予約権の行使期間	平成18年11月1日～ 平成21年10月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,900（注） 5 資本組入額 950	同左
新株予約権の行使の条件	（注） 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注） 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は200株であります。

- 2 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合をおこなう場合は、次の算式により未発行の付与株式数につき調整をおこない、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割をおこなう場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で未行使の付与株式数を調整することができます。

- 3 当社普通株式の株式分割または株式併合をおこなう場合は、それぞれ効力発生の時をもって次の算式により1株当りの払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分をおこなう場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

当社が資本の減少、合併または会社分割をおこなう場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整することができますものとしします。

4 権利行使の条件は次の各号に定めるとおりであります。

- ① 監査役は権利行使時に当社の監査役の地位にあること。また、社外コンサルタントは当社と顧問契約を継続していること。ただし、次の場合はこの限りではない。
 - (イ) 任期満了により、監査役を退任する場合
 - (ロ) 社外コンサルタントが、当社の役員または従業員となった場合
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- ③ 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分を認めない。
その他の条件については、当社が新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約書の定めるところによるものとする。

5 当社は平成17年8月1日付をもって1株を4株に分割しております。

これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額が調整されております。

第4回新株予約権（平成17年6月24日 定時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数（個）	7 （注） 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,400 （注） 2、5	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	一株につき1,900（注） 3、5	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～ 平成22年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,900（注） 5 資本組入額 950	同左
新株予約権の行使の条件	（注） 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注） 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は200株であります。

- 2 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合をおこなう場合は、次の算式により未発行の付与株式数につき調整をおこない、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後 付与株式数} = \text{調整前 付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割をおこなう場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で未行使の付与株式数を調整することができます。

- 3 当社普通株式の株式分割または株式併合をおこなう場合は、それぞれ効力発生の時をもって次の算式により1株当りの払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後 払込価額} = \text{調整前 払込価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後 払込価額} = \text{調整前 払込価額} \times \frac{\text{既発行 株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分をおこなう場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

当社が資本の減少、合併または会社分割をおこなう場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整することができますものとしします。

4 権利行使の条件は次の各号に定めるとおりであります。

- ① 新株予約権を受けた取締役及び従業員は、権利行使時に当社の取締役または従業員のいずれかの地位を有していること。ただし、次の場合はこの限りではない。
 - (イ) 任期満了により、取締役を退任する場合
 - (ロ) 定年により、従業員が退職する場合
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- ③ 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分を認めない。
その他の条件については、当社が新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約書の定めるところによるものとする。

5 当社は平成17年8月1日付をもって1株を4株に分割しております。

これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成15年3月27日 (注) 1	100	700	8,950	38,950	8,950	8,950
平成16年1月29日 (注) 2	400	1,100	15,000	53,950	15,300	24,250
平成16年2月27日 (注) 3	108,900	110,000	—	53,950	—	24,250
平成16年3月31日 (注) 4、5	20,500	130,500	49,725	103,675	49,725	73,975
平成16年10月29日 (注) 6	4,000	134,500	15,000	118,675	15,000	88,975
平成17年8月1日 (注) 7	403,500	538,000	—	118,675	—	88,975

(注) 1 有償第三者割当

発行価額 179,000円

資本組入額 89,500円

割当先は株式会社医療ソフトサポートセンター（現株式会社MSS）であります。

2 第1回新株引受権付無担保社債の新株引受権の権利行使

発行価額 75,000円

資本組入額 37,500円

権利行使者は株式会社医療ソフトサポートセンター（現株式会社MSS）であります。

なお、資本準備金増減額には新株引受権からの振替額300千円を含んでおります。

3 株式分割（1：100）によるものであります。

4 有償第三者割当

発行価額 5,200円

資本組入額 2,600円

割当先は当社取締役8名、当社監査役1名、株式会社MSS、その他個人6名であります。

5 有償第三者割当

発行価額 3,900円

資本組入額 1,950円

割当先はディーブイエックス社員持株会であります。

6 有償第三者割当

発行価額 7,500円

資本組入額 3,750円

割当先は当社取引先6社、当社監査役1名、株式会社MSSであります。

7 株式分割（1：4）によるものであります。

8 平成19年4月24日を払込期日とする一般募集増資により発行済株式総数が130,000株、資本金が 192,400千円及び資本準備金が192,400千円増加しております。

（発行価格3,200円、引受価額2,960円、発行価額2,465円、資本組入額1,480円）

9 平成19年5月25日を払込期日とする第三者割当増資により発行済株式総数が5,200株、資本金が 7,696千円及び資本準備金が7,696千円増加しております。

（払込金額2,465円、割当価格2,960円、資本組入額1,480円 割当先 大和証券エスエムビーシー(株)）

(5) 【所有者別状況】

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	7	—	7	20	34	—
所有株式数（単元）	—	—	—	2,220	—	40	3,120	5,380	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	41.27	—	0.74	57.99	100.00	—

(6) 【大株主の状況】

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
若林 誠	東京都三鷹市	222,000	41.26
株式会社MSS	東京都三鷹市井口2丁目13番23号	210,800	39.18
ディービーエックス社員持株会	東京都豊島区西池袋5丁目26番19号	22,000	4.09
川端 敏	東京都渋谷区	14,000	2.60
岡 文男	兵庫県宝塚市	8,000	1.49
鍋谷 正行	東京都練馬区	6,200	1.15
戸田 幸子	東京都練馬区	6,000	1.12
宮川 貴子	東京都板橋区	6,000	1.12
宮川 元	愛知県安城市	6,000	1.12
若林 笑美	東京都三鷹市	6,000	1.12
計	—	507,000	94.24

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 538,000	5,380	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	538,000	—	—
総株主の議決権	—	5,380	—

② 【自己株式等】

平成19年3月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、旧商法第280条ノ20及び商法280条ノ21の規定に基づく新株予約権の発行によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

決議年月日	平成16年3月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 監査役 1 当社従業員 37 社外コンサルタント 6
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	23,200
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,325
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日
新株予約権の行使の条件	(2) 新株予約権等の状況 に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 平成17年8月1日付の株式分割（1：4）にともない、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額の調整をおこなっております。

2 本書提出日現在におきましては、付与対象者は退職及び辞任により11名減少し、40名であり、新株発行予定数は4,800株失効し18,400株であります。

決議年月日	平成16年10月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6 当社執行役員 2 当社従業員 25
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	15,800
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,900
新株予約権の行使期間	平成18年11月1日～平成21年10月31日
新株予約権の行使の条件	(2) 新株予約権等の状況 に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 平成17年8月1日付の株式分割（1：4）にともない、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額の調整をおこなっております。

2 本書提出日現在におきましては、付与対象者は退職により5名減少し、28名であり、新株発行予定数は1,400株失効し14,400株であります。

決議年月日	平成16年10月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の監査役 2 社外コンサルタント 2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	2,400
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,900
新株予約権の行使期間	平成18年11月1日～平成21年10月31日
新株予約権の行使の条件	(2) 新株予約権等の状況 に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—

(注) 1 平成17年8月1日付の株式分割（1：4）にともない、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額の調整をおこなっております。

2 本書提出日現在におきましては、付与対象者は辞任により1名減少し、3名であり、新株発行予定数は800株失効し1,600株であります。

決議年月日	平成17年6月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の従業員 4
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	1,800
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,900
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成22年6月30日
新株予約権の行使の条件	(2) 新株予約権等の状況 に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—

(注) 1 平成17年8月1日付の株式分割（1：4）にともない、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額の調整をおこなっております。

2 本書提出日現在におきましては、付与対象者は辞任により1名減少し、3名であり、新株発行予定数は400株失効し1,400株であります。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議または取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は株主への利益還元を重要政策の一つと位置付けし、継続的な安定配当に留意するとともに業績に応じた配分と内部留保額の決定をおこなうことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本方針としております。配当の決定機関は株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、継続的な安定配当の基本方針のもと、1株当たり50円（内、上場記念配当5円）としております。

内部留保資金につきましては、虚血事業を中心とする医療機器の輸入拡大に役立て、より一層の収益の向上に努めたいと考えております。

なお、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当をおこなうことができる旨、定款で定めております。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	一株当たり配当額 (円)
平成19年6月27日 定時株主総会	26,900	50

4 【株価の推移】

当社株式は、非上場でありますので、該当事項はありません。

なお、当社株式は、平成19年4月25日をもって株式会社ジャスダック証券取引所に上場しております。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	最高執行 責任者	若 林 誠	昭和25年7月7日	昭和47年4月 フクダ電子㈱入社 昭和61年4月 ㈱ヘルツ（現 当社）を設立代表 平成2年12月 取締役社長（現任） 平成13年10月 ㈱医療ソフトサポートセンター設 平成18年6月 立（現㈱MSS）代表取締役社長 （現任） ディービーエックスジャパン㈱取 締役 執行役員最高執行責任者就任（現 任）	(注) 4	222,000
取締役会長	—	川 端 敏	昭和17年10月23日	昭和41年2月 日本オリベッティ㈱入社 昭和41年11月 札幌トヨペット㈱入社 昭和46年5月 エイボン・プロダクツ㈱入社 昭和48年9月 タイメックス㈱入社 昭和53年9月 日本メドトロニック㈱入社 昭和61年5月 同社取締役 昭和63年5月 同社専務取締役 平成5年5月 日本ビタトロン㈱入社 代表取締 平成10年10月 役社長 平成13年10月 ポストンサイエンティフィック・ 平成16年2月 ジャパン㈱入社 専務取締役 平成18年6月 ディービーエックスジャパン㈱代 表取締役社長 当社代表取締役会長 取締役会長（現任）	(注) 4	14,000
取締役 副社長	執行役員	岡 文 男	昭和26年12月13日	昭和46年4月 日本ビジネスコンピュータ㈱入社 昭和49年4月 本州製紙㈱入社 昭和59年12月 日本メドトロニック㈱入社 平成4年9月 同社法務業務管理部長 平成10年10月 ㈱ディービーエックス関西設立 平成13年10月 代表取締役社長 平成15年11月 ディービーエックスジャパン㈱入 平成16年2月 社 専務取締役 平成16年11月 ディービーエックス東北㈱ 平成18年6月 取締役（現任） 当社取締役副社長 営業統括本部長兼バスキュラー事 業部長 取締役副社長営業統括本部長 取締役副社長兼執行役員マーケ ティング統括本部本部長兼マーケ ティング本部長（現任）	(注) 4	8,000
取締役	執行役員 管理本部長	戸 田 幸 子	昭和31年2月12日	昭和51年6月 フクダ電子㈱入社 昭和58年1月 ㈱テンポラリーセンター入社 昭和61年4月 当社入社 平成7年6月 経理部長 平成13年6月 取締役管理本部長兼経理部長 平成16年11月 取締役管理部長 平成18年2月 取締役管理本部長 平成18年6月 取締役兼執行役員管理本部長 （現任）	(注) 4	6,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (社外)	—	村 松 光 春	昭和28年1月14日	昭和53年10月 アーサーヤング会計事務所入社 昭和60年9月 株式会社ハッピー商会取締役 昭和62年9月 村松公認会計士事務所開設 昭和63年3月 株式会社ハッピー商会代表取締役	(注) 5	—
監査役 (常勤)	—	小 原 照 久	昭和20年5月28日	昭和43年4月 東京信用金庫入庫 昭和62年2月 融資部外国課長 平成2年2月 中井駅前支店長 平成4年10月 要町支店長 平成6年10月 高田馬場支店長 平成9年5月 総合企画部副部長 平成13年10月 国際資金証券部長 平成15年10月 事務部専任部長 平成16年6月 当社監査役(現任)	(注) 6	800
監査役 (非常勤)	—	三 縄 昭 男	昭和19年8月28日	昭和44年11月 島田公認会計士事務所(現あずさ 平成17年6月 監査法人)入所 平成17年8月 あずさ監査法人を退任 平成18年3月 三縄昭男公認会計士事務所代表 平成18年6月 (現任) 当社監査役(現任) 三菱倉庫(株)監査役(現任)	(注) 7	—
計						250,800

- (注) 1 取締役村松光春は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役小原照久、三縄昭男は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 当社では経営執行の公正性、透明性をはかり、経営と業務執行を分離するため平成16年7月より執行役員制度を導入しております。現執行役員は8名であり、上記の執行役員を兼務する取締役3名を除く5名は次のとおりであります。
- 専務執行役員総務本部本部長 鍋谷正行、執行役員ヘルツ事業部長 柴崎浩、執行役員管理本部財務担当部長 塚原信一郎、執行役員社長室室長 松元寛樹、執行役員技術本部本部長 平間稔
- 4 取締役の任期は、平成18年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 社外取締役の任期は、平成19年3月期に係る定時株主総会の終結の時から平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 常勤監査役の任期は、平成16年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 7 非常勤監査役の任期は、平成18年3月の臨時株主総会終結の時から平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスの充実は、当社の最重要課題の一つであります。経営執行過程において取締役会の意思決定機能・監督機能、監査役の監査機能及び社内組織・業務分掌における牽制機能などを有効に発揮させることによって、経営の健全性、公平性、透明性の向上に継続的に取り組む方針であります。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

① 会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係わる経営管理組織、その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況は、以下のとおりです。

a. 経営上の意思決定体制及び取締役、監査役の状況

取締役会は取締役会規程に基づき、定時取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し、経営上の重要な事項を審議及び決定するとともに取締役の職務の執行を監督しております。平成16年7月には、経営と業務執行を明確化する方針に沿って、執行役員制度を導入いたしました。

さらに平成18年6月には、社外取締役を1名選任し、取締役を5名（うち執行役員兼務3名）、執行役員を4名とし、体制の強化をはかりました。

監査役は、常勤監査役1名と非常勤監査役1名からなる2名体制であり、常勤監査役は会社法で定める社外監査役であり、取締役会以外の社内の重要会議にも出席し、また、重要書類等の閲覧や役職員への質問を通して、十分な情報を入手した上で経営全般に関する監査をおこなっております。また、社外監査役は、社外の独立した立場から経営に対する監査をおこなっております。

b. 業務執行・監査の仕組み

経営会議は原則として月1回開催しており、取締役、監査役、執行役員が出席しております。取締役会及び代表取締役社長の諮問機関として位置づけられ、経営に関する重要事項、全社あるいは各部門の経営課題等について審議しております。経営会議を開催することで、審議される課題等の最終決定にいたる過程の透明性を高めるとともに、効率的な会社運営をはかっております。

c. 内部統制の仕組み

内部監査室長1名が内部監査を担当し、監査役と連携しながら必要な監査を定期的 to 実施しており、監査の結果は代表取締役に報告されております。当該内部監査は当社の全部門を対象として、業務活動が適正かつ効率的におこなわれているかを監査するものであります。

また、社内の企業倫理・法令遵守を推進するため「ビジネス・コンプライアンス担当」を任命しており、内部監査室長がこれを兼務しております。

d. 会計監査の状況

当社は太陽ASG監査法人と監査契約を締結しております。会計監査業務を執行した公認会計士は稲村榮典及び柳下敏男であり、会計監査業務に従事した補助者は、公認会計士3名、会計士補3名、その他1名であります。

（注） 継続監査年数については、全員7年を超えないため記載を省略しております。

e. 内部監査、監査役監査及び監査法人による監査の相互連携

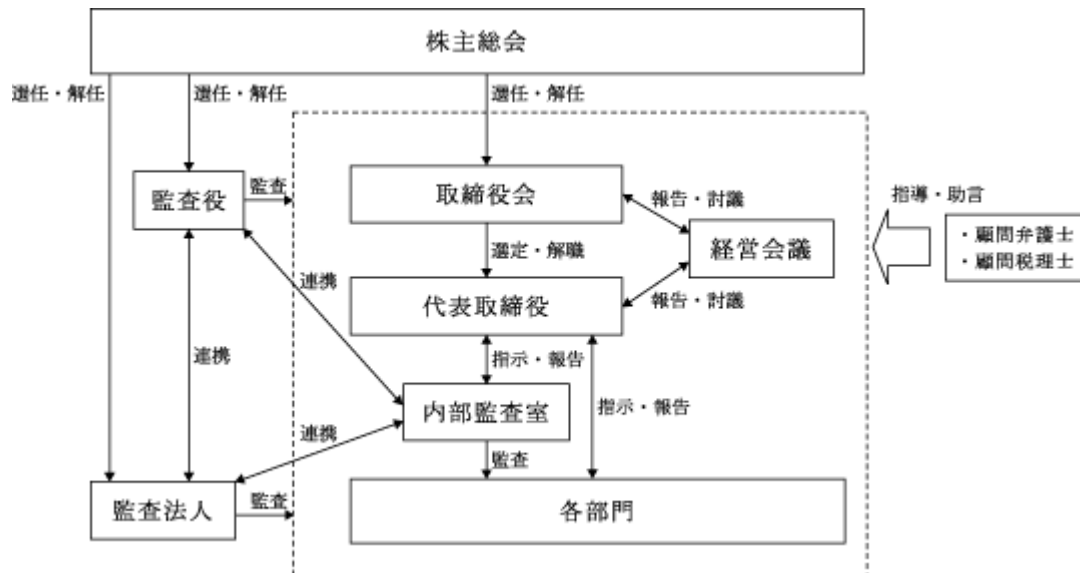
当社は、内部監査、監査役監査及び監査法人が相互に連携して、効果的かつ効率的な監査を実施するよう情報・意見の交換及び指揮事項の共有をおこない、適正な監査の実施及び問題点指摘事項の改善に努めております。

f. 弁護士・税理士等、その他第三者の状況

当社は日常業務において法令遵守が実行できる環境を整えるべく、顧問弁護士（3名）及び税理士と顧問契約を締結し、必要に応じてアドバイスを受けております。

g. コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は次のとおりです。



② 会社のコーポレート・ガバナンスの充実にに向けた取り組みの実施状況

医療機器業界では、商慣習の改善に関する行政からの指導もあったことから、法令違反の防止と商慣習改善のため「医療機器業公正競争規約」（以下、公正競争規約）を定めております。本規約は、過大な景品類の提供行為や不当表示を自粛し、業界の公正な取引秩序を確立するために設けられた自主規制のルールであります。平成10年11月に公正取引委員会の認定を受け制定されており、自主規制ながら法的裏付けのある規則となっております。

当社においても本規約を遵守しコーポレート・ガバナンスを一層強化するため、平成16年8月1日に法令・定款等遵守に関する基本方針「社員行動規範」を、同年10月1日には遵守規準に関する「DVx行動ガイドライン」を制定し従業員向け勉強会を実施するなど周知徹底をはかり体制整備をおこないました。

さらに、平成18年1月にはコンプライアンス担当者を設置しコンプライアンス体制の強化をはかり、「DVx行動ガイドライン」の遵守状況のチェックや、定着に向けての指導をおこなうとともに、内部監査室が寄付・協賛、接待交際申請などに関する過去の事例について検証、それらの結果を踏まえた勉強会、フォローアップ監査の実施、同ガイドラインの見直し等をおこない一層の充実強化をはかっております。

③ 役員報酬の内容

a. 取締役及び監査役に支払った定款または株主総会決議に基づく報酬

取締役 10名 159,261千円（うち社外取締役 1名3,150千円）

監査役 2名 12,840千円（うち社外監査役 2名12,840千円）

（注） 上記取締役には執行役員4名を含んでおります。

④ 監査報酬の内容

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 9,000千円

上記以外の報酬はありません。

⑤ 社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係

a. 社外取締役

氏名	人的関係	資本的关系	取引関係	その他の利害関係
平 間 稔	該当事項はありません	該当事項はありません	該当事項はありません	該当事項はありません

b. 社外監査役

氏名	人的関係	資本的关系	取引関係	その他の利害関係
小 原 照 久	該当事項はありません	当社株式800株を保有	該当事項はありません	該当事項はありません
三 縄 昭 男	該当事項はありません	該当事項はありません	該当事項はありません	該当事項はありません

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第20期事業年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第21期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第20期事業年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）及び第21期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、太陽ASG監査法人の監査を受けております。

なお、前事業年度に係る監査報告書は、平成19年3月23日に提出した有価証券届出書に添付されたものを利用しております。

3 連結財務諸表について

第20期事業年度は、「連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社で第20期事業年度に清算を結了したDVx USA, Inc. の資産、売上高等から見て、当社企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

第21期事業年度は、子会社がないため連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

第20期事業年度

資産基準	—
売上高基準	—
利益基準	△0.27%
利益剰余金基準	—

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成18年 3 月31日)			当事業年度 (平成19年 3 月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)		構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金	※ 2		1, 193, 899			1, 402, 289	
2 受取手形	※ 6		130, 117			172, 698	
3 売掛金			1, 814, 719			2, 410, 003	
4 商品			301, 199			280, 689	
5 前渡金			1, 732			533	
6 前払費用			12, 753			44, 327	
7 繰延税金資産			35, 305			38, 874	
8 受託開発仕掛勘定	※ 3		—			108, 844	
9 その他			16, 657			33, 105	
貸倒引当金			△2, 700			△3, 000	
流動資産合計			3, 503, 685	93. 0		4, 488, 365	93. 9
II 固定資産							
1 有形固定資産							
(1) 建物		9, 483			27, 333		
減価償却累計額		△2, 842	6, 640		△1, 813	25, 519	
(2) 構築物		5, 231			1, 081		
減価償却累計額		△4, 348	883		△1, 001	79	
(3) 車両運搬具		11, 474			13, 591		
減価償却累計額		△9, 147	2, 327		△10, 500	3, 090	
(4) 工具器具備品		159, 462			203, 108		
減価償却累計額		△112, 512	46, 949		△130, 371	72, 736	
有形固定資産合計			56, 801	1. 5		101, 426	2. 1
2 無形固定資産							
(1) ソフトウェア			76, 078			57, 226	
(2) その他			7, 431			4, 591	
無形固定資産合計			83, 510	2. 2		61, 818	1. 3

		前事業年度 (平成18年 3 月31日)			当事業年度 (平成19年 3 月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)		構成比 (%)
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券			8, 248			5, 417	
(2) 出資金			160			160	
(3) 長期前払費用			3, 901			1, 895	
(4) 差入保証金			74, 219			77, 276	
(5) 繰延税金資産			29, 625			34, 463	
(6) その他			7, 008			10, 521	
投資その他の資産合計			123, 163	3. 3		129, 735	2. 7
固定資産合計			263, 475	7. 0		292, 980	6. 1
資産合計			3, 767, 160	100. 0		4, 781, 345	100. 0

		前事業年度 (平成18年 3 月31日)		当事業年度 (平成19年 3 月31日)		
区分	注記 番号	金額（千円）		構成比 (%)	金額（千円）	構成比 (%)
(負債の部)						
I 流動負債	※ 2 ※ 3					
1 買掛金			1, 979, 122		2, 612, 546	
2 1 年以内償還予定の社債			10, 000		10, 000	
3 短期借入金			200, 000		226, 000	
4 1 年以内返済予定の 長期借入金			135, 354		179, 614	
5 未払金			63, 563		58, 227	
6 未払法人税等			89, 460		93, 000	
7 未払消費税等			9, 893		17, 399	
8 預り金			7, 760		7, 864	
9 賞与引当金			59, 688		73, 643	
10 仮受受託開発補助金勘定			—		151, 502	
11 その他			3, 854		9, 359	
流動負債合計			2, 558, 697	67. 9	3, 439, 156	71. 9
II 固定負債	※ 4					
1 社債			60, 000		50, 000	
2 長期借入金			188, 575		152, 653	
3 退職給付引当金			40, 351		45, 280	
4 役員退職慰労引当金			40, 754		45, 508	
5 その他			—		500	
固定負債合計			329, 680	8. 8	293, 942	6. 2
負債合計			2, 888, 377	76. 7	3, 733, 098	78. 1
(資本の部)						
I 資本金			118, 675	3. 1	—	—
II 資本剰余金						
1 資本準備金			88, 975		—	
資本剰余金合計			88, 975	2. 4	—	—
III 利益剰余金						
1 利益準備金		4, 710		—		
2 任意積立金						
(1) 特別償却準備金		9, 060		—		
(2) 別途積立金		250, 000	259, 060	—	—	
3 当期末処分利益			406, 820	—	—	
利益剰余金合計			670, 591	17. 8	—	
IV その他有価証券評価差額金			540	0. 0	—	
資本合計			878, 782	23. 3	—	
負債資本合計			3, 767, 160	100. 0	—	

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
I 株主資本					
1 資本金		—	—	118,675	2.5
2 資本剰余金					
(1) 資本準備金		—		88,975	
資本剰余金合計		—	—	88,975	1.8
3 利益剰余金					
(1) 利益準備金		—		4,710	
(2) その他利益剰余金					
特別償却準備金		—		4,530	
別途積立金		—		250,000	
繰越利益剰余金		—		581,011	
利益剰余金合計		—	—	840,252	17.6
株主資本合計		—	—	1,047,902	21.9
II 評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価 差額金		—		345	
評価・換算差額等合計		—	—	345	0.0
純資産合計		—	—	1,048,247	21.9
負債純資産合計		—	—	4,781,345	100.0

② 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
		金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
I 売上高			7,929,374	100.0		9,911,657	100.0
II 売上原価							
1 期首商品たな卸高		230,324			301,199		
2 当期商品仕入高		6,038,897			7,668,635		
合計		6,269,221			7,969,835		
3 他勘定振替高	※1	18,338			17,870		
4 期末商品たな卸高		301,199	5,949,683	75.0	280,689	7,671,275	77.4
売上総利益			1,979,691	25.0		2,240,382	22.6
III 販売費及び一般管理費	※2 ※3		1,634,201	20.6		1,875,967	18.9
営業利益			345,490	4.4		364,415	3.7
IV 営業外収益							
1 受取利息		466			1,170		
2 受取配当金		44			38		
3 デリバティブ評価益		—			9,676		
4 その他		1,161	1,671	0.0	2,965	13,851	0.1
V 営業外費用							
1 支払利息		5,524			7,616		
2 社債利息		684			634		
3 為替差損		14,518	20,728	0.3	5,665	13,916	0.1
経常利益			326,433	4.1		364,350	3.7

		前事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)			当事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
VI 特別利益							
1 固定資産売却益	※ 4	—			1, 172		
2 販売権譲渡益	※ 5	952			—		
3 貸倒引当金戻入		1, 101			—		
4 投資有価証券売却益		3, 493			—		
5 子会社清算益		3, 870			—		
6 残余財産分配益		—	9, 417	0. 1	2, 563	3, 735	0. 0
VII 特別損失							
1 固定資産除却損	※ 6	5, 151			—		
2 投資有価証券評価損		—			1, 001		
3 商品廃棄損		1, 954			—		
4 未収債権償却損		5, 000			—		
5 本社移転関連費用	※ 7	—	12, 105	0. 1	18, 557	19, 558	0. 2
税引前当期純利益			323, 745	4. 1		348, 527	3. 5
法人税、住民税 及び事業税		152, 458			162, 930		
法人税等調整額		△4, 877	147, 581	1. 9	△8, 273	154, 657	1. 6
当期純利益			176, 164	2. 2		193, 870	1. 9
前期繰越利益			230, 656				
当期末処分利益			406, 820				

③ 【株主資本等変動計算書】

当事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計			
平成18年 3 月31日 残高（千円）	118, 675	88, 975	88, 975			
事業年度中の変動額						
特別償却準備金の取崩し （前事業年度利益処分）	—	—	—			
剰余金の配当 （前事業年度利益処分）	—	—	—			
特別償却準備金の取崩し	—	—	—			
当期純利益	—	—	—			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	—	—	—			
事業年度中の変動額合計 （千円）	—	—	—			
平成19年 3 月31日 残高（千円）	118, 675	88, 975	88, 975			
	株主資本					
	利益剰余金					株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
		特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
平成18年 3 月31日 残高（千円）	4, 710	9, 060	250, 000	406, 820	670, 591	878, 241
事業年度中の変動額						
特別償却準備金の取崩し （前事業年度利益処分）	—	△2, 265	—	2, 265	—	—
剰余金の配当 （前事業年度利益処分）	—	—	—	△24, 210	△24, 210	△24, 210
特別償却準備金の取崩し	—	△2, 265	—	2, 265	—	—
当期純利益	—	—	—	193, 870	193, 870	193, 870
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計 （千円）	—	△4, 530	—	174, 190	169, 660	169, 660
平成19年 3 月31日 残高（千円）	4, 710	4, 530	250, 000	581, 011	840, 252	1, 047, 902
	評価・換算差額等				純資産合計	
	その他有価証券評価差額金		評価・換算差額等合計			
平成18年 3 月31日 残高（千円）	540		540		878, 782	
事業年度中の変動額						
特別償却準備金の取崩し （前事業年度利益処分）	—		—		—	
剰余金の配当 （前事業年度利益処分）	—		—		△24, 210	
特別償却準備金の取崩し	—		—		—	
当期純利益	—		—		193, 870	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	△195		△195		△195	
事業年度中の変動額合計 （千円）	△195		△195		169, 465	
平成19年 3 月31日 残高（千円）	345		345		1, 048, 247	

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
1 税引前当期純利益		323,745	348,527
2 減価償却費		39,328	52,604
3 デリバティブ評価損益 (△は益)		—	△9,676
4 貸倒引当金の増減額 (△は減少)		△1,424	300
5 退職給付引当金の増減額 (△は減少)		7,541	4,929
6 役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)		4,887	4,754
7 賞与引当金の増減額 (△は減少)		3,688	13,954
8 受取利息及び受取配当金		△510	△1,209
9 支払利息及び社債利息		6,209	8,250
10 為替換算差損益 (△は差益)		△2,145	14
11 固定資産売却益		—	△1,172
12 固定資産除却損		5,151	—
13 本社移転関連費用		—	3,770
14 投資有価証券売却損益 (△は益)		△3,493	—
15 残余財産分配益		—	△2,563
16 投資有価証券評価損		—	1,001
17 売上債権の増減額 (△は増加)		△282,268	△637,865
18 たな卸資産の増減額 (△は増加)		△72,120	△471
19 仕入債務の増減額 (△は減少)		199,345	633,424
20 役員賞与の支払額		△5,000	—
21 受託開発勘定の増減額		—	42,657
22 その他		17,563	△18,658
小計		240,497	442,573
23 利息及び配当金の受取額		510	1,209
24 利息の支払額		△6,665	△7,755
25 法人税等の支払額		△150,557	△159,844
営業活動によるキャッシュ・フロー		83,785	276,181

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 定期預金の預入による支出		—	△50,000
2 有形固定資産の取得による支出		△17,625	△65,159
3 無形固定資産の取得による支出		△54,195	△1,539
4 投資有価証券の取得による支出		△591	—
5 投資有価証券の売却による収入		4,134	—
6 投資有価証券の清算による収入		—	4,063
7 差入保証金の差入による支出		△28,976	△28,037
8 差入保証金の返還による収入		422	24,981
9 貸付による支出		△6,300	△1,800
10 その他		△413	△413
投資活動によるキャッシュ・フロー		△103,545	△117,905
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 短期借入れによる収入		—	200,000
2 短期借入金の返済による支出		△60,000	△174,000
3 長期借入れによる収入		330,000	150,000
4 長期借入金の返済による支出		△142,487	△141,662
5 社債の償還による支出		△10,000	△10,000
6 配当金の支払額		△20,175	△24,210
財務活動によるキャッシュ・フロー		97,338	128
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		2,145	△14
V 現金及び現金同等物の増加額		79,724	158,389
VI 現金及び現金同等物の期首残高		1,114,175	1,193,899
VII 現金及び現金同等物の期末残高	※1	1,193,899	1,352,289

⑤ 【利益処分計算書】

		前事業年度 (平成18年6月23日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	
I 当期末処分利益			406,820
II 任意積立金取崩額			
1 特別償却準備金取崩額		2,265	2,265
合計			409,086
III 利益処分数額			
1 配当金		24,210	24,210
IV 次期繰越利益			384,876

(注) 日付は株主総会承認年月日であります。

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び 評価方法	(1) 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) その他有価証券 ① 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 ② 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。	(1) — (2) その他有価証券 ① 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 ② 時価のないもの 同左 時価法を採用しております。
2 デリバティブ取引により 生じる正味の債権（及び 債務）の評価基準及び評 価方法	—	時価法を採用しております。
3 たな卸資産の評価基準及 び評価方法	(1) 商品 移動平均法による原価法を採用しております。 (ただし、一部商品に関しては個別法による原価法を適用しております。)	(1) 商品 同左
4 固定資産の減価償却の方 法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、耐用年数及び残存価額は法人税法に定めるものと同一の基準によっております。 また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却しております。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、耐用年数については法人税法に定めるものと同一の基準によっております。 また、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。 なお、耐用年数及び残存価額は法人税法に定めるものと同一の基準によっております。 また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却しております。 (2) 無形固定資産 同左

項目	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
5 外貨建の資産及び負債の 本邦通貨への換算基準	(3) 長期前払費用 均等償却しております。 なお、償却期間については、法人 税法に定めるものと同一の基準に っております。 外貨建金銭債権債務は、期末日の直 物為替相場により円貨に換算し、換算 差額は損益として処理しております。	(3) 長期前払費用 同左 同左
6 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒による損失に備える ため、一般債権については貸倒実績 率等により、貸倒懸念債権等特定の 債権については、個別に回収可能性 を勘案し、回収不能見込額を計上し ております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備え るため、従業員への賞与支給見込額 に基づく当期負担額を計上しており ます。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、 当事業年度末における退職給付債務 の見込み額に基づき計上しておりま す。 なお、退職給付引当金の対象人員 が300名未満であるため、簡便法に よっており、退職給付債務の金額は 期末自己都合要支給額としておりま す。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備える ため、役員退職慰労金内規に基づく 期末要支給額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左
7 リース取引の処理方法	—	リース物件の所有権が借主に移転す ると認められるもの以外のファイナ ンス・リース取引については、通常の賃 貸借取引に係る方法に準じた会計処理 によっております。

項目	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
8 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わず、取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
9 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税及び地方消費税の会計処理 税抜方式によっております。	消費税及び地方消費税の会計処理 同左

会計処理の変更

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度より「固定資産の減損に係る基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。 —	— (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は1,048,247千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(キャッシュ・フロー計算書) 前事業年度まで投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた以下の科目について重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。 投資有価証券の取得による支出 (前期 △160千円) 投資有価証券の売却による収入 (前期 1,000千円) 差入保証金の差入による支出 (前期△1,540千円) 差入保証金の返還による収入 (前期 251千円)	—

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
1 手形割引高及び裏書譲渡高 受取手形裏書譲渡高 11,980千円	1 —
※2 —	※2 担保資産及び担保付債務 担保資産 定期預金 50,000千円 担保付債務 仮受受託開発補助金勘定 151,502千円
※3 —	※3 受託開発にかかる仮勘定であり、受け入れた補助金の額を「仮受受託開発補助金勘定」へ計上し、受託研究開発のために費消した額を「受託開発仕掛勘定」へ計上しております。 受託研究開発が成功した場合、当社は「仮受受託開発補助金勘定」残高の全額について返済義務を負うとともに、成果物の独占使用权を取得します。一方、当該受託研究開発が失敗した場合には、「仮受受託開発補助金勘定」残高の返済義務は負いません。
※4 授権株式数及び発行済株式総数 授権株式数 普通株式 2,080,000株 発行済株式総数 普通株式 538,000株	※4 —
5 配当制限 有価証券の時価評価により、純資産額が540千円増加しております。 なお、当該金額は商法施行規則第124条第3号の規定により、配当に充当することが制限されております。	5 —
※6 —	※6 期末日満期手形 期末日満期手形の会計処理については、当事業年度の末日は金融機関の休日でしたが、手形交換日をもって決済処理しているため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。 受取手形 8,502千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																								
※1 他勘定振替高 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>商品売上原価</td><td></td></tr> <tr> <td>見本費</td><td>16,384千円</td></tr> <tr> <td>商品廃棄損</td><td>1,954千円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>18,338千円</td></tr> </table>	商品売上原価		見本費	16,384千円	商品廃棄損	1,954千円	計	18,338千円	※1 他勘定振替高 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>商品売上原価</td><td></td></tr> <tr> <td>見本費</td><td>17,870千円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>17,870千円</td></tr> </table>	商品売上原価		見本費	17,870千円	計	17,870千円																										
商品売上原価																																									
見本費	16,384千円																																								
商品廃棄損	1,954千円																																								
計	18,338千円																																								
商品売上原価																																									
見本費	17,870千円																																								
計	17,870千円																																								
※2 販売費に属する費用のおおよその割合は12%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は88%であります。主要な費目及び金額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>販売諸掛</td><td>30,629千円</td></tr> <tr> <td>旅費交通費</td><td>142,866</td></tr> <tr> <td>役員報酬</td><td>160,068</td></tr> <tr> <td>給与手当</td><td>582,486</td></tr> <tr> <td>賞与及び賞与引当金繰入額</td><td>191,442</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td><td>6,680</td></tr> <tr> <td>法定福利費</td><td>80,374</td></tr> <tr> <td>業務委託費</td><td>70,559</td></tr> <tr> <td>賃借料</td><td>103,032</td></tr> <tr> <td>減価償却費</td><td>39,328</td></tr> </table>	販売諸掛	30,629千円	旅費交通費	142,866	役員報酬	160,068	給与手当	582,486	賞与及び賞与引当金繰入額	191,442	役員退職慰労引当金繰入額	6,680	法定福利費	80,374	業務委託費	70,559	賃借料	103,032	減価償却費	39,328	※2 販売費に属する費用のおおよその割合は11%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は89%であります。主要な費目及び金額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>販売諸掛</td><td>34,336千円</td></tr> <tr> <td>旅費交通費</td><td>147,952</td></tr> <tr> <td>役員報酬</td><td>172,101</td></tr> <tr> <td>給与手当</td><td>639,084</td></tr> <tr> <td>賞与及び賞与引当金繰入額</td><td>243,819</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td><td>6,212</td></tr> <tr> <td>法定福利費</td><td>93,222</td></tr> <tr> <td>業務委託費</td><td>83,853</td></tr> <tr> <td>賃借料</td><td>142,263</td></tr> <tr> <td>減価償却費</td><td>52,604</td></tr> </table>	販売諸掛	34,336千円	旅費交通費	147,952	役員報酬	172,101	給与手当	639,084	賞与及び賞与引当金繰入額	243,819	役員退職慰労引当金繰入額	6,212	法定福利費	93,222	業務委託費	83,853	賃借料	142,263	減価償却費	52,604
販売諸掛	30,629千円																																								
旅費交通費	142,866																																								
役員報酬	160,068																																								
給与手当	582,486																																								
賞与及び賞与引当金繰入額	191,442																																								
役員退職慰労引当金繰入額	6,680																																								
法定福利費	80,374																																								
業務委託費	70,559																																								
賃借料	103,032																																								
減価償却費	39,328																																								
販売諸掛	34,336千円																																								
旅費交通費	147,952																																								
役員報酬	172,101																																								
給与手当	639,084																																								
賞与及び賞与引当金繰入額	243,819																																								
役員退職慰労引当金繰入額	6,212																																								
法定福利費	93,222																																								
業務委託費	83,853																																								
賃借料	142,263																																								
減価償却費	52,604																																								
※3 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費は、2,178千円であります。	※3 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費は、23,857千円であります。																																								
※4 —	※4 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。 <table> <tr> <td>工具器具備品</td><td>1,172千円</td></tr> </table>	工具器具備品	1,172千円																																						
工具器具備品	1,172千円																																								
※5 販売権譲渡益は、フィンガルリンク㈱へのMedcareFlaga輸入販売権の売却による952千円であります。	※5 —																																								
※6 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。 <table> <tr> <td>車両運搬具</td><td>261千円</td></tr> <tr> <td>工具器具備品</td><td>4,889千円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>5,151千円</td></tr> </table>	車両運搬具	261千円	工具器具備品	4,889千円	計	5,151千円	※6 —																																		
車両運搬具	261千円																																								
工具器具備品	4,889千円																																								
計	5,151千円																																								
※7 —	※7 本社移転関連費用の主な内訳は、次のとおりであります。 <table> <tr> <td>固定資産除却損</td><td></td></tr> <tr> <td>建物</td><td>3,054千円</td></tr> <tr> <td>構築物</td><td>715千円</td></tr> <tr> <td>原状回復費用</td><td>9,577千円</td></tr> </table>	固定資産除却損		建物	3,054千円	構築物	715千円	原状回復費用	9,577千円																																
固定資産除却損																																									
建物	3,054千円																																								
構築物	715千円																																								
原状回復費用	9,577千円																																								

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式（株）	538,000	—	—	538,000
自己株式				
普通株式（株）	—	—	—	—

2 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	24,210	45	平成18年3月31日	平成18年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	26,900	50	平成19年3月31日	平成19年6月28日

(注) 1株当たり配当額50円には上場記念配当5円が含まれております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲 記されている科目の金額との関係 (平成18年3月31日現在) 現金及び預金勘定 1,193,899千円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 一千円 現金及び現金同等物 1,193,899千円	※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲 記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在) 現金及び預金勘定 1,402,289千円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △50,000千円 現金及び現金同等物 1,352,289千円

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																									
1 ―	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められる もの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相 当額及び期末残高相当額 <table><thead><tr><th></th><th>工具器具備品 (千円)</th><th>合計 (千円)</th></tr></thead><tbody><tr><td>取得価額相当額</td><td>6,403</td><td>6,403</td></tr><tr><td>減価償却累計額 相当額</td><td>1,008</td><td>1,008</td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>5,394</td><td>5,394</td></tr></tbody></table> (2) 未経過リース料期末残高相当額 <table><tbody><tr><td>一年以内</td><td>1,229千円</td></tr><tr><td>一年超</td><td>4,232千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>5,462千円</td></tr></tbody></table> (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相 当額 <table><tbody><tr><td>支払リース料</td><td>1,093千円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>1,008千円</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>152千円</td></tr></tbody></table> (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっております。 (5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との 差額を利息相当額とし、各期への配分方法について は、利息法によっております。 2 オペレーティング・リース取引 <table><tbody><tr><td>未経過リース料</td><td></td></tr><tr><td>一年以内</td><td>2,065千円</td></tr><tr><td>一年超</td><td>339千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>2,404千円</td></tr></tbody></table>		工具器具備品 (千円)	合計 (千円)	取得価額相当額	6,403	6,403	減価償却累計額 相当額	1,008	1,008	期末残高相当額	5,394	5,394	一年以内	1,229千円	一年超	4,232千円	合計	5,462千円	支払リース料	1,093千円	減価償却費相当額	1,008千円	支払利息相当額	152千円	未経過リース料		一年以内	2,065千円	一年超	339千円	合計	2,404千円	2 オペレーティング・リース取引 <table><tbody><tr><td>未経過リース料</td><td></td></tr><tr><td>一年以内</td><td>339千円</td></tr><tr><td>一年超</td><td>―千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>339千円</td></tr></tbody></table>	未経過リース料		一年以内	339千円	一年超	―千円	合計	339千円
	工具器具備品 (千円)	合計 (千円)																																								
取得価額相当額	6,403	6,403																																								
減価償却累計額 相当額	1,008	1,008																																								
期末残高相当額	5,394	5,394																																								
一年以内	1,229千円																																									
一年超	4,232千円																																									
合計	5,462千円																																									
支払リース料	1,093千円																																									
減価償却費相当額	1,008千円																																									
支払利息相当額	152千円																																									
未経過リース料																																										
一年以内	2,065千円																																									
一年超	339千円																																									
合計	2,404千円																																									
未経過リース料																																										
一年以内	339千円																																									
一年超	―千円																																									
合計	339千円																																									

(有価証券関係)

前事業年度(平成18年3月31日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (千円)	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
① 株式	967	2,012	1,044
② 債券	—	—	—
③ その他	—	—	—
小計	967	2,012	1,044
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
① 株式	369	236	△133
② 債券	—	—	—
③ その他	—	—	—
小計	369	236	△133
合計	1,336	2,248	911

3 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
4,134	3,493	—

4 時価評価されていない有価証券

内容	貸借対照表計上額 (千円)
(1) その他有価証券	
① 非上場株式	6,000
計	6,000

5 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の貸借対照表日後における償還予定額

該当事項はありません。

当事業年度（平成19年3月31日）

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (千円)	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
① 株式	967	1,675	707
② 債券	—	—	—
③ その他	—	—	—
小計	967	1,675	707
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
① 株式	369	244	△125
② 債券	—	—	—
③ その他	—	—	—
小計	369	244	△125
合計	1,336	1,919	582

3 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

該当事項はありません。

4 時価評価されていない有価証券

内容	貸借対照表計上額（千円）
(1) その他有価証券	
①非上場株式	3,498
計	3,498

（注）表中の「貸借対照表計上額」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当事業年度において減損処理をおこない、投資有価証券評価損1,001千円を計上しております。

5 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の貸借対照表日後における償還予定額

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(1) 取引の内容 当社の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引及び通貨オプション取引であります。 (2) 取引に対する取組方針 当社のデリバティブ取引は、将来の為替変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引はおこなわない方針であります。 (3) 取引の利用目的 デリバティブ取引は、円貨による支払額を確定させることにより外貨建債務の将来の為替変動リスクを回避し、安定的な利益を確保する目的として利用しております。 (4) 取引に係るリスクの内容 デリバティブ取引は、為替相場の変動によるリスクを有しております。 なお、当社のデリバティブ取引の契約先は信用度の高い金融機関であり、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないものと認識しております。 (5) 取引に係るリスク管理体制 これら、デリバティブ取引に係る契約締結業務は、管理本部経理課が担当しており、同一金額で同一期日または元本の範囲内でのデリバティブ取引の利用がおこなわれております。 日常業務においては、管理本部経理課内での相互牽制によっておこなわれ、必要の都度、当該状況を担当取締役へ報告するとともに取締役会で説明することにより管理がおこなわれております。	(1) 取引の内容 当社の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。 (2) 取引に対する取組方針 同左 (3) 取引の利用目的 同左 (4) 取引に係るリスクの内容 同左 (5) 取引に係るリスク管理体制 同左

2 取引の時価等に関する事項

(1) 通貨関連

種類	前事業年度末（平成18年3月31日）				当事業年度末（平成19年3月31日）			
	契約額等 (千円)	契約額等 のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)	契約額等 (千円)	契約額等 のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
為替予約取引								
買建								
米ドル	—	—	—	—	405,000	—	414,676	9,676
合計	—	—	—	—	405,000	—	414,676	9,676

(注) 為替予約取引の時価は、主要取引銀行から提示された期末現在の先物価格に基づき算定しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は退職一時金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
退職給付債務 (千円)	40,351	45,280
イ. 退職給付引当金 (千円)	40,351	45,280

(注) 当社は、退職給付債務の算定方法として簡便法を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
退職給付費用 (千円)	10,580	10,389
イ. 勤務費用 (千円)	10,580	10,389

(注) 当社は、退職給付費用の算定方法として簡便法を採用しております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

- (1) 当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等については記載しておりません。
- (2) 当社の退職給付債務は退職一時金のみです。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (流動資産)		1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (流動資産)	
① 繰延税金資産		① 繰延税金資産	
賞与引当金	24,293千円	賞与引当金	29,972千円
貸倒引当金	1,098千円	貸倒引当金	1,221千円
研究開発費	3,408千円	未払賞与	496千円
未払事業所税	1,138千円	未払事業所税	1,293千円
未払事業税	6,920千円	未払事業税	7,445千円
繰延税金資産計	36,860千円	繰延税金資産計	40,429千円
② 繰延税金負債		② 繰延税金負債	
特別償却準備金	1,554千円	特別償却準備金	1,554千円
繰延税金負債計	1,554千円	繰延税金負債計	1,554千円
繰延税金資産の純額	35,305千円	繰延税金資産の純額	38,874千円
(固定資産)		(固定資産)	
① 繰延税金資産		① 繰延税金資産	
退職給付引当金	15,098千円	退職給付引当金	17,325千円
役員退職慰労引当金	16,586千円	役員退職慰労引当金	18,521千円
研究開発費	1,420千円	投資有価証券評価損	407千円
繰延税金資産計	33,106千円	繰延税金資産計	36,255千円
② 繰延税金負債		② 繰延税金負債	
特別償却準備金	3,109千円	特別償却準備金	1,554千円
その他の有価証券評価差額金	371千円	その他の有価証券評価差額金	236千円
繰延税金負債計	3,480千円	繰延税金負債計	1,791千円
繰延税金資産の純額	29,625千円	繰延税金資産の純額	34,463千円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	40.7%	法定実効税率	40.7%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.6	交際費等永久に損金に算入されない項目	2.0
同族会社の留保金課税	1.9	同族会社の留保金課税	1.4
住民税均等割	0.4	受取配当等永久に益金に算入されない項目	△0.2
その他	0.0	住民税均等割	0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.6	その他	△0.1
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.4

(ストック・オプション等関係)

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	平成16年3月17日	平成16年10月25日	平成16年10月25日
付与対象者の区分及び人数 (名)	取締役 7 監査役 1 従業員 37 社外コンサルタント 6	取締役 6 執行役員 2 従業員 25	監査役 2 社外コンサルタント 2
株式の種類及び付与数 (株)	普通株式 23,200	普通株式 15,800	普通株式 2,400
付与日	平成16年3月30日	平成16年10月29日	平成16年10月29日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあ りません。	同左	同左
権利行使期間	自 平成18年4月1日 至 平成21年3月31日	自 平成18年11月1日 至 平成21年10月31日	自 平成18年11月1日 至 平成21年10月31日
決議年月日	平成17年6月24日	平成16年10月25日	
付与対象者の区分及び人数 (名)	従業員 4	社外コンサルタント 1	
株式の種類及び付与数 (株)	普通株式 1,800	普通株式 200	
付与日	平成17年6月30日	平成17年7月29日	
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません	同左	
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあ りません。	同左	
権利行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成22年6月30日	自 平成19年8月1日 至 平成22年7月31日	

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

決議年月日	平成16年3月17日	平成16年10月25日	平成16年10月25日	平成17年6月24日	平成16年10月25日
権利確定前					
期首(株)	—	15,000	1,600	1,400	200
付与(株)	—	—	—	—	—
失効(株)	—	200	—	—	200
権利確定(株)	—	14,800	1,600	—	—
未確定残(株)	—	—	—	1,400	—
権利確定後					
期首(株)	20,400	—	—	—	—
権利確定(株)	20,400	14,800	1,600	—	—
権利行使(株)	—	—	—	—	—
失効(株)	1,600	400	—	—	—
未行使残(株)	18,800	14,400	1,600	—	—

② 単価情報

決議年月日	平成16年 3 月17日	平成16年10月25日	平成16年10月25日	平成17年 6 月24日	平成16年10月25日
権利行使価格 (円)	1, 325	1, 900	1, 900	1, 900	1, 900
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—	—	—

(持分法損益等)

前事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

前事業年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

当事業年度において該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

前事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
1 株当たり純資産額 1,633円42銭	1 株当たり純資産額 1,948円42銭
1 株当たり当期純利益 327円44銭	1 株当たり当期純利益 360円35銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しております。 当社は、平成17年 8 月 1 日付で株式 1 株につき 4 株の株式分割をおこなっております。 なお、当該株式分割が前期首におこなわれたと仮定した場合の前事業年度における 1 株当たり情報については、以下のとおりであります。	なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当事業年度における当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
1 株当たり純資産額 1,346円18銭	
1 株当たり当期純利益 300円90銭	
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、新株引受権の残高がありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しております。	

(注) 算定上の基礎

1 1 株当たり純資産額

項目	前事業年度 (平成18年 3 月31日)	当事業年度 (平成19年 3 月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額 (千円)	—	1,048,247
普通株主に係る純資産額 (千円)	—	1,048,247
差額の主な内訳 (千円)	—	—
新株予約権	—	—
普通株式の発行済株式数 (株)	—	538,000
普通株式の自己株式数 (株)	—	—
1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (株)	—	538,000

2 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益

項目	前事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
損益計算書上の当期純利益 (千円)	176,164	193,870
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	176,164	193,870
普通株式の期中平均株式数 (株)	538,000	538,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 5 種類 (新株予約権の数193個)。これらの詳細は、「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権 4 種類 (新株予約権の数181個)。これらの詳細は、「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
該当事項はありません。	1 公募による新株発行 平成19年3月23日及び平成19年4月5日開催の取締役会において、下記のとおり新株式の発行を決議し、平成19年4月24日に払込が完了いたしました。この結果、平成19年4月24日付で資本金は311,075千円、発行済株式総数は668,000株となっております。 ①募集方法 : 一般募集 (ブックビルディング方式による募集) ②発行する株式の種類及び数 : 普通株式 130,000株 ③発行価格 : 1株につき3,200円 一般募集はこの価格にておこなわれました。 ④引受価額 : 1株につき2,960円 この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。なお、発行価格と引受価額との差額は、引受人の手取金になります。 ⑤発行価額 : 1株につき2,465円 ⑥発行価額の総額 : 320,450千円 ⑦払込金額の総額 : 384,800千円 ⑧資本組入額 : 1株につき1,480円 ⑨資本組入額の総額 : 192,400千円 ⑩払込期日 : 平成19年4月24日 ⑪配当起算日 : 平成19年4月1日 ⑫資金の用途 : 設備投資資金、運転資金等に充当する予定であります。 2 第三者割当による新株発行 平成19年3月23日及び平成19年4月5日開催の取締役会において決議いたしました発行する当社普通株式10,000株の第三者割当による募集につきまして、割当先である大和証券エスエムビーシー株式会社より5,200株の割当に応じる旨の通知があったため、当社普通株式5,200株を発行することが確定し、平成19年5月25日に払込が完了いたしました。この結果、平成19年5月25日付で資本金は318,771千円、発行済株式総数は673,200株となっております。 第三者割当による新株発行の条件は以下のとおりであります。 ①割当先 : 大和証券エスエムビーシー株式会社 ②発行する株式の種類及び数 : 普通株式5,200株 ③資本組入額 : 1株につき1,480円 ④資本組入額の総額 : 7,696千円 ⑤払込期日 : 平成19年5月25日 ⑥配当起算日 : 平成19年4月1日 ⑦資金の用途 : 設備投資資金、運転資金等に充当する予定であります。

⑥ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が、資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 または償却 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	9,483	23,994	6,144	27,333	1,813	2,061	25,519
構築物	5,231	—	4,150	1,081	1,001	87	79
車両運搬具	11,474	2,117	—	13,591	10,500	1,353	3,090
工具器具備品	159,462	52,641	8,995	203,108	130,371	25,871	72,736
有形固定資産計	185,651	78,752	19,290	245,114	143,687	29,373	101,426
無形固定資産							
ソフトウェア	159,106	1,539	—	160,645	103,419	20,391	57,226
その他	16,053	—	—	16,053	11,461	2,839	4,591
無形固定資産計	175,160	1,539	—	176,699	114,880	23,230	61,818
長期前払費用	7,855	37	443	7,449	5,553	1,600	1,895

(注) 1 当期増加の主な内容は以下のとおりであります。

建物	本社移転に伴う内部造作	21,235千円
	北海道営業所開設に伴う内部造作	1,648千円
	技術サービス防音設備	1,016千円
車両運搬具	レーザーガス用カート	1,840千円
工具器具備品	エキシマレーザ関連	42,559千円
	ACIST関連	5,028千円

2 当期減少の主な内容は以下のとおりであります。

建物	本社移転に伴う除却	3,054千円
構築物	本社移転に伴う除却	715千円
工具器具備品	ACIST本体の売却	983千円

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第1回無担保社債	平成15年 2月14日	20,000	10,000 (10,000)	年 0.51	—	平成20年 2月14日
第2回無担保社債	平成15年 12月10日	50,000	50,000	年 1.10	—	平成20年 12月10日
合計	—	70,000	60,000 (10,000)	—	—	—

(注) 1 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2 貸借対照表日後5年内における1年ごとの償還予定額は次のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
10,000	50,000	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	200,000	226,000	1.53	—
1年以内に返済予定の長期借入金	135,354	179,614	1.27	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	188,575	152,653	1.41	平成20年7月7日～ 平成21年11月30日
合計	523,929	558,267	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	126,609	26,044	—	—

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	2,700	3,000	—	2,700	3,000
賞与引当金	59,688	73,643	59,688	—	73,643
役員退職慰労引当金	40,754	6,212	1,458	—	45,508

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

a. 現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	284
預金	
当座預金	899,941
普通預金	315,064
定期預金	82,298
定期積立預金	104,700
預金計	1,402,004
合計	1,402,289

b. 受取手形

イ 相手先別内訳

相手先	金額（千円）
シーメンス旭メディテック㈱	45,727
㈱竹山	19,022
アルフレッサピップトウキョウ㈱	15,967
ユフ精器㈱	13,578
㈱ムトウ	13,528
その他	64,873
合計	172,698

ロ 期日別内訳

期日別	金額（千円）
平成19年4月	62,344
〃 5月	41,709
〃 6月	68,644
合計	172,698

c. 売掛金

イ 相手先別内訳

相手先	金額（千円）
横須賀共済病院	178,281
日本文化厚生農業協同組合連合会	164,193
ディービーエックス関西(株)	160,927
(株)日本ホスピタルサービス	146,286
東京都立広尾病院	139,183
その他	1,621,131
合計	2,410,003

ロ 売掛金の発生及び回収ならびに滞留状況

前期繰越高（千円） (A)	当期発生高（千円） (B)	当期回収高（千円） (C)	次期繰越高（千円） (D)	回収率（％） $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間（日） $\frac{(A) + (D)}{2}$ 365
1,814,719	10,406,802	9,811,518	2,410,003	80.3	74.1

（注） 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

d. 商品

品目	金額（千円）
不整脈関連商品	82,910
虚血関連商品	195,415
その他	2,363
合計	280,689

② 負債の部

a. 買掛金

相手先	金額 (千円)
日本メトロニック(株)	714,600
日本ライフライン(株)	456,253
(株)ゲッツブラザーズ	414,860
ジョンソン・エンド・ジョンソン(株)	253,632
日本ガイダント(株)	139,879
その他	633,320
合計	2,612,546

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4 月 1 日から 3 月 31 日まで
定時株主総会	事業年度終了後 3 ヶ月以内
基準日	3 月 31 日
株券の種類	100 株券、1, 000 株券
剰余金の配当の基準日	9 月 30 日、3 月 31 日
1 単元の株式数	100 株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料 (注)
公告掲載方法	日本経済新聞
株主に対する特典	なし

(注) 1 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が株式会社ジャスダック証券取引所に上場された 4 月 25 日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

2 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | |
|-------------------------|---|---|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 有償一般募集増資（ブックビルディング
方式による募集）及び株式売出し（ブッ
クビルディング方式による売出し） | 平成19年 3 月 23 日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 有価証券届出書の
訂正届出書 | 上記（1）に係る訂正届出書でありま
す。 | 平成19年 4 月 6 日及び
平成19年 4 月 17 日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 臨時報告書 | 証券取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内
容等の開示に関する内閣府令第19条の 2
の規定に基づく臨時報告書であります。 | 平成19年 4 月 6 日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年 3 月16日

ディービーエックス株式会社

取締役会 御中

太陽ASG監査法人

代表社員	公認会計士 稲 村 榮 典 ㊞
業務執行社員	
代表社員	公認会計士 小 坂 義 人 ㊞
業務執行社員	

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているディービーエックス株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ディービーエックス株式会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券届出書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年 6 月27日

ディービーエックス株式会社

取締役会 御中

太陽ASG監査法人

代表社員	公認会計士 稲 村 榮 典 ㊞
業務執行社員	

業務執行社員	公認会計士 柳 下 敏 男 ㊞
--------	-----------------

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているディービーエックス株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ディービーエックス株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年3月23日及び4月5日開催の取締役会において、一般募集及び第三者割当による新株式の発行決議を行い、一般募集については平成19年4月24日、第三者割当については平成19年5月25日にそれぞれ新株式の発行を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。